

米代川地域森林計画書

(米代川森林計画区)

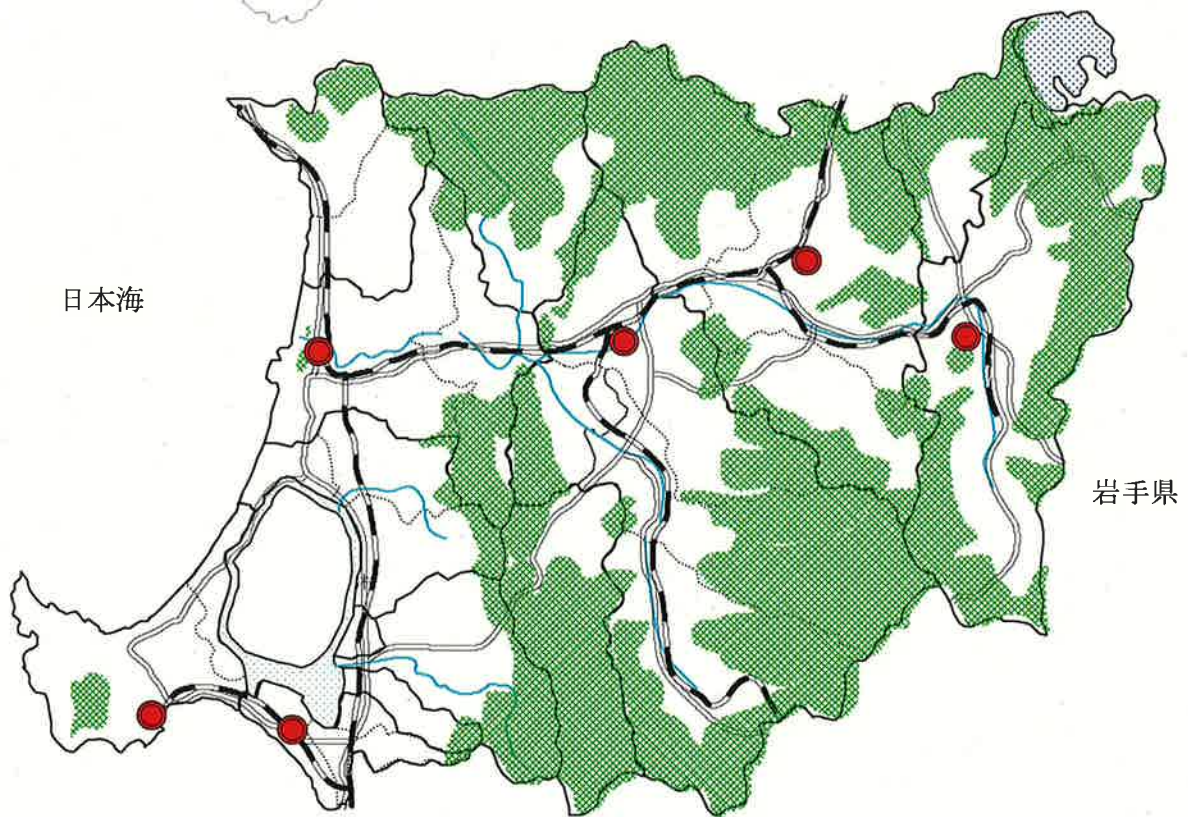
計画期間 自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 40 年 3 月 31 日

秋 田 県

米代川森林計画区的位置図及び計画区内図



青森県



日本海

岩手県

米代川森林計画区

凡	例
河 川	
道 路	
鉄 道	
市町村界	
旧市町村界	
国 有 林	
主要都市	

は し が き

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画（平成25年10月策定）に即し、米代川森林計画区の民有林について、同区域の自然的、経済的及び社会的条件を踏まえて森林関連施策の方向、森林整備及び保全の目標を示すとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

担当者の職氏名及び樹立に従事した期間

担当者の職氏名

農林水産部森林整備

課長
主幹（兼）班長
副主幹
副主幹
技師

櫻 田 良 弘
眞 坂 京 子
畠 山 真 紀子
加 藤 貴 志
小 川 瑞 樹

樹立に従事した期間

平成29年4月 ～ 平成29年12月

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画の樹立に当たっての基本的考え方	5

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標	10
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	10
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2 その他必要な事項	12
第3 森林の整備に関する事項	13
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	13
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	13
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	14
(3) その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	15
(1) 人工造林に関する指針	15
(2) 天然更新に関する指針	16
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	17
(4) その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	17
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	17
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	18
(3) その他必要な事項	18
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	18
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	21

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	22
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	23
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	23
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
(6) その他必要な事項	23
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	24
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	24
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(5) その他必要な事項	25
第4 森林の保全に関する事項	26
1 森林の土地の保全に関する事項	26
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	26
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	26
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4) その他必要な事項	26
2 保安施設に関する事項	26
(1) 保安林の整備に関する方針	26
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	27
(3) 治山事業の実施に関する方針	27
(4) 特定保安林の整備に関する事項	27
(5) その他必要な事項	27
3 鳥獣害の防止に関する事項	27
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	27
(2) その他必要な事項	27
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	28
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	28
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	28
(3) 林野火災の予防の方針	28
(4) その他必要な事項	28

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	29
(1) 保健機能森林の区域の基準	29
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	29
第6 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4 林道の開設又は拡張に関する計画	32
(1) 市町村別内訳表	32
(2) 箇所別内訳表	33
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	42
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	42
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	43
(3) 実施すべき治山事業の数量	44
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	46
第7 その他必要な事項	47
1 保安林その他制限林の施業方法	47
2 その他必要な事項	50
別表1 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）	51
別表2 自然公園の所載及び面積（市町村別内訳）	56
別表3 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）	57
別表4 重複指定制限林の所在及び面積	59
別表5 水源森林地域の所在及び面積	68

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び区域

本計画区は、県の北部米代川流域沿いの県北３郡と男鹿・南秋地域からなり、北は青森県、東は岩手県、西は日本海、南は雄物川森林計画区に接している６市７町２村からなっています。

計画区域の市町村	総土地面積	計画対象森林 (民有林) 面積
鹿角市	(ha)	(ha)
小坂町		
大館市 (大館市、比内町、田代町)		
北秋田市 (鷹巣町、森吉町、阿仁町、 合川町)		
上小阿仁村		
能代市 (能代市、二ツ井町)		
藤里町		
三種町 (琴丘町、山本町、八竜町)	521, 191	174, 893
八峰町 (八森町、峰浜村)		
男鹿市 (男鹿市、若美町)		
潟上市 (天王町、昭和町、飯田川町)		
五城目町		
八郎潟町		
井川町		
太潟村		

注) () 内は旧市町村の名称

資料：総数は、国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」

(2) 自然的条件

ア 地勢

本計画区は東に位置する奥羽山脈に源を発し、西の日本海に注ぐ米代川を取り囲むように、北側の青森県との県境は日本海側から白神山系の真瀬岳（標高988m）、二ツ森（標高1,087m）、尻高森（標高977m）や白地山（標高1,034m）、御鼻部山（標高1,011m）などの山々が、東部青森・岩手県との県境沿いには中岳（標高1,024m）、皮投岳（標高1,122m）、八幡平（標高1,614m）など奥羽脊梁山脈の山々が、南部の雄物川森林計画区界には柴倉岳（標高1,202m）、櫛森（標高1,016m）、太平山（標高1,171m）などの山々が連なっています。一方、日本海側は風の松原など美しい黒松の海岸砂防林が続き、南には鳥海火山帯に属する男鹿半島が突きだし独特の地形を形成しています。米代川には花輪盆地の大湯川、鷹巣盆地の阿仁川、二ツ井盆地の藤琴川などの支流が注ぎ、また、米代川の北部には直接日本海に注ぐ沢目川、南部には八郎潟に注ぐ馬場目川などの中小河川が流れています。

イ 地質及び土壤

本計画区の地層は新第三紀、第四紀層に属し、米代川及び各支流流域は堆積岩で構成されています。分布の広い水成岩には泥岩・凝灰岩などが多く、低地では砂礫・段丘堆積物、泥砂・礫となっています。また八幡平に連なる火山帯には安山岩や花崗岩類が広く分布しています。土壌は褐色森林土が広く分布しているが、米代川上流地域から鹿角台地、十和田・八幡平火山地帯付近には火山噴出物からなる浮石流堆積物が、中流から下流にかけての低地から丘陵移行地・台地段丘には黒色土が分布しています。

ウ 気象

本計画区の6主要都市の年平均気温は11℃内外、年降水量は1,300～2,000mm、最深積雪は平均68cmであり、内陸上流部は県内でも有数の積雪寒冷地帯です。沿岸下流部の冬季は積雪量は少ないものの北西の季節風が厳しくなっています。

また、内陸上流部と沿岸下流部では年平均2℃の気温差があります。

区分	気温 (℃)			年降水量 (mm)	最深積雪 深(cm)	観測地点
	最高	最低	平均			
上流	34.2	-14.7	9.5	1,578	83	鹿角
下流	34.2	-6.9	11.7	1,356	43	能代

資料：気象庁ウェブサイト（平成25～28年）

(3) 社会経済的条件

ア 交通

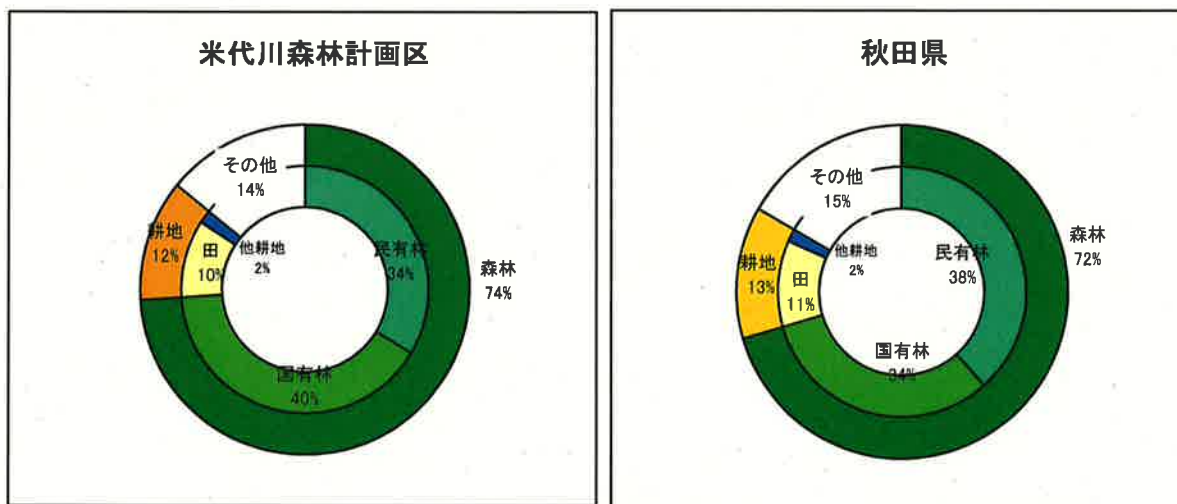
国道は、鹿角地方を通り青森市と結ぶ東北自動車道と北上市から横手市、秋田市を経て能代市に至る秋田自動車道及び国道7号線を幹線として101号、103号、105号、285号の各線が繋がり、地方道と連絡しています。

鉄道は、JR東日本旅客鉄道の奥羽本線を基線として、花輪線、男鹿線、五能線が接続しているほか、第三セクターの秋田内陸縦貫鉄道が県の南北を結んでいます。

また、海の玄関口として木材や石炭の輸入で賑わう能代港、空の玄関口として北秋田市に大館能代空港が整備されています。

イ 土地利用の現況

本計画区の総面積は521,209haで県土面積の45%を占め、森林が74%、耕地が12%、その他14%となっています。なお、森林のうち、国有林面積の割合が55%と、県内で唯一、民有林面積を上回っている計画区となっています。



資料：国土地理院「平成28年全国都道府県市町村別面積調」

東北森林管理局計画課、平成29年度秋田県県勢要覧、秋田県森林整備課

ウ 産業経済

県内では第二次、三次産業のウェイトが高くなっており、当計画区の産業別生産額の比率は第一次産業5%、第二次産業22%、第三次産業73%となっています。

また、産業別就業人口はそれぞれ9%、41%、50%となっています。

古くから木材や鉱物資源などの天然資源に恵まれ、米代川沿いの能代市から北秋田

市、大館市にかけては天然秋田スギを加工する木材加工業が、大館市から内陸部には鋸業が発達してきましたが、近年は資源の減少や国内外との競争により、これらの産業は縮小と構造改善を余儀なくされています。それでも能代市では、木材関連産業が工業出荷額の51%を占めるなど、県内有数の木材加工地帯となっています。

また、世界自然遺産の白神山地や十和田八幡平国立公園をはじめとして、男鹿国立公園、森吉山県立自然公園、八森岩館県立自然公園、きみまち阪県立自然公園、田代岳県立自然公園など観光資源にも恵まれた地域です。

(4) 森林計画区の概況

ア 森林・林業・木材産業の特色

米代川森林計画区の森林面積（民国合計）は385,464haで、県内の森林面積の46%を占めています。民有林の森林面積174,893haのうち、人工林面積は111,587haで、人工林率は64%と県平均の58%を上回っています。また、樹種別面積ではスギの比率が高く、91%を占めています。

平成28年度末の公道を含めた林道開設総延長は3,078kmとなっており、林道密度は17.6m/haで県平均の16.9m/kmをうわまわっています。

国有林の良質なスギ資源やブナなどの広葉樹資源を背景に林業・木材産業が発展してきた地域であり、7原木市場が点在し林業事業体や国産材加工工場も多数あります。また、能代市では能代港に近い立地条件を活かし、外材の加工工場も集積しており、総合的な木質住宅部材の産地となっているほか、研究・開発の機能を有する秋田県立大学木材高度加工研究所が設置されています。

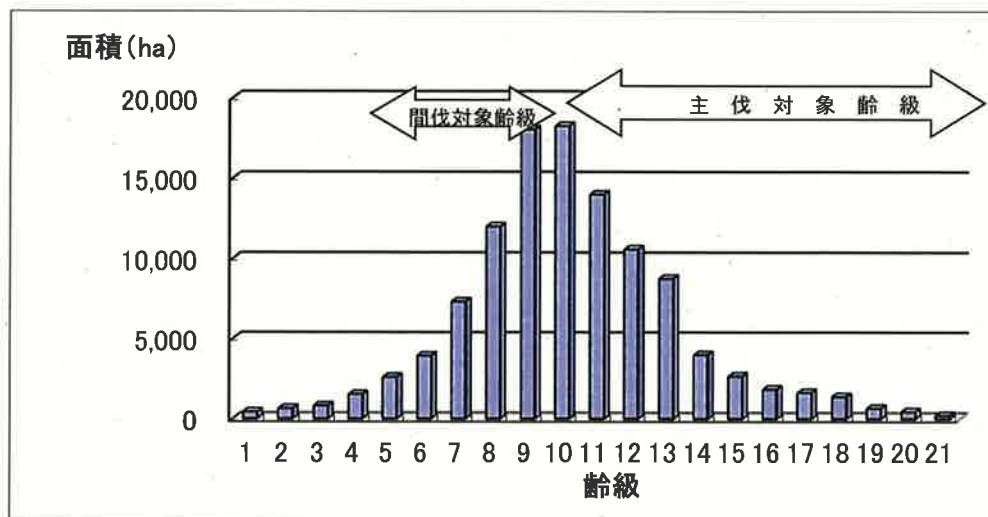
イ 森林・林業・木材産業の課題

民有林面積174,893haのうち、スギ等の針葉樹が112,433ha(64%)、広葉樹が60,830ha(35%)、無立木地等1,614ha(1%)となっています。

森林蓄積は約4,460万m³、そのうちスギの蓄積が約3,301万m³で74%を占めており、スギの資源量が充実しています。

今後、持続的な森林経営及び良質な森林資源の充実のため、施業集約化を進め、路網整備や間伐・主伐を着実に推進する必要があります。また、木質バイオマスを含めた木材需給拡大を促進し、川上から川下まで一体として秋田スギ原木の安定的、効率的な生産・加工・流通を行う、木材供給基地づくりに取り組む必要があります。

■ 人工林資源の齢級別構成グラフ（米代川森林計画区）



2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5ヵ年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設又は拡張、保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりです。

(1) 伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3 、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
総数	1,050	1,100	1,576	1,325	150	120

【評価】

伐採材積全体では、計画量を上回りました。特に針葉樹の主伐が186%と計画量を大幅に上回りました。間伐材積は計画の120%で、計画量を上回りましたが、成長量の範囲内の伐採にとどまりました。

(2) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,700	2,757	75	1,200	543	45	2,500	2,214	89

【評価】

計画に対し、人工造林は45%の実施となりました。一方で天然更新は89%でした。持続可能な森林づくりにあたっては、人工造林伐採跡地での植栽を計画的に行っていく必要があります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

(単位 延長：km、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	開設	拡張	開設	拡張	開設	拡張
総数	159.1	57.1	21.5	1	14	2

【評価】

開設の実行率は計画に比べて非常に低い実績となっています。林内路網の整備は、林道と森林作業道を組み合わせて実施されており、林内路網延長は5,598kmとなっています。林内路網密度は32.7m/haとなっており、素材生産の基盤が整えられつつあります。



県民参加の森づくりの推進（鹿角市植樹祭）

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定の面積

(単位 面積：h a、実行歩合：%)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	36,121	42,855	119	9	8	89
水源涵養	25,344	25,769	102	3	—	0
災害防備	9,455	14,878	157	3	5	167
保健風致	1,317	1,317	100	3	3	100

※保健風致保安林は他の保安林と重複するものがある

【評価】

公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進した結果、水源かん養保安林で25,769haの指定、災害防備保安林で14,878haの指定（解除5ha）及び保健風致保安林で1,317ha（解除3ha）の指定が行われました。

イ 保安施設事業

(単位 地区数：件、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施地区数（箇所）	149	70	47

【評価】

治山事業施工地区数は計画を下回りましたが、崩壊の危険性の高い箇所や公益的な機能を高度に発揮させる必要のある箇所を優先して整備を行いました。

(5) 要整備森林の整備

(単位 地区数：件、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	182.76	149.21	82
土砂流出防備保安林	62.58	22.68	36
干害防備保安林	38.88	3.69	9

【評価】

水源かん養保安林の実行率が高い実績となっています。引き続き、整備を促していきます。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、水源の涵養^{かんよう}、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民の生活と深く結びついてきました。

近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場として、また、良好な生活環境保全等の機能の発揮や、地球温暖化問題に対する二酸化炭素の吸収源等、森林の持つ多面的機能への期待が高まりなど、県民の森林に対する要請はますます多様化、高度化してきています。

このような期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくためには、生態系としての機能に注意を払いながら、持続可能な森林経営を推進することが重要となっています。

こうした中で、県では平成15年3月に制定した「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）に基づき、本県の豊かな「水と緑」を創造しながら次の世代に引き継いで行くことを基本理念として、平成20年度からは「水と緑の森づくり税」により、県民が支える森林づくりの推進と、水と緑の県民運動

の展開に取り組んでいます。さらに、新たに地元の木材を優先的に活用することを目指した「ウッドファーストあきた」の取り組みを推進することで、全国一のスギ資源を活かし、木材の需要拡大と林業雇用の拡大を図り、林業・木材産業の成長産業化や地域社会の活力の創出を図っていくこととしています。

このため、当計画区においても森林・林業・木材産業の現況や課題を踏まえ、人と自然が共生できる森林づくりに配慮しつつ、健全で持続可能な森林経営を実現し、森林・木材産業を成長産業化していくこと、森林の有する多面的機能の発展に必要な森林の整備及び保全の推進に努めていくこととします。

(1) 計画策定の基本目標

① 森林資源の循環利用

【木材生産機能の発揮を期待する森林】

＜森林整備の基本方針＞

- 林木の健全性を確保し、施業の団地化を進めるため森林経営計画による施業の集約化の促進を進めます。また、高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な木材生産を推進します。
- 将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、間伐等の森林整備を実施します。また、伐採跡地については再造林等により適切な更新を図ります。
- 計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置を推進し、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮します。



木材生産機能森林

② 森林の公益的機能の発揮

【土砂の流出や山崩れ等の山地災害防止機能の発揮を期待する森林】

【水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等の調整機能の発揮を期待する森林】

【大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な自然環境の保全機能の発揮を期待する森林】

【森林体験活動の場や健康づくりの場として、森林とのふれあい機能の発揮を期待する森林】

＜森林整備の基本方針＞

- 樹根や表土の保全に留意しながら適切な保育・間伐などの森林施業を実施し、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小及び箇所を分散を図ります。
- 山地災害の危険性の高い地域では、保安林の指定や適切な管理を推進するとともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備します。
- 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じた適切な森林整備を推進します。
- 原始的な森林や重要な野生生物の生息地である森林については、自然の推移に委ねます。

- 都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交林化等の育成複層林施業を進めます。
- 身近な自然や自然とのふれあいの場を提供している森林については、必要に応じて歩道やキャンプ場等保健休養施設を整備します。



水源涵養機能森林

山地災害防止機能森林

生活環境・保健文化機能森林

(2) 主な計画量の概要

① 立木の伐採に関する事項

森林資源の構成と木材の需要動向から伐採量を次のとおり計画します。伐採に当たっては、整備目標森林に応じた適切な伐採方法及び伐採時期を選択することとします。

単位：材積千m³

区 分	総 数	主 伐	間 伐
針葉樹	5,110	2,410	2,700
広葉樹	240	240	—
計	5,350	2,650	2,700

※計画期末は平成40年3月31日

② 造林及び保育に関する事項

人工造林樹種については、その森林の重視する機能や自然環境に十分考慮するとともに、整備目標森林へ誘導するための保育管理を徹底する。天然更新についても同様に自然条件を考慮し、速やかな更新を図ることとし、必要に応じて更新促進のための更新補助作業を実施することとします。

単位：ha

総面積	人工造林	天然更新
8,400	2,700	5,700

※計画期末は平成40年3月31日

③ 林道開設及び林産物の搬出に関する事項

開設する林道の路線位置及び構造は、利用区域森林の重視する機能とその保全に十分配慮し、森林資源の状況及び造林、保育、間伐、伐採等の施業の効率性、利用区域の規模等を勘案して計画します。木材生産機能を重視する森林においては、林道開設と併せて作業路網を整備し効率的な作業システムによる森林整備と木材生産を推進することとします。

区分	単位（延長：km）				
	開設		拡張		
	路線数	延長	改良	舗装	
			箇所数	路線数	延長
	137	344	188	43	126.2

※計画期末は平成40年3月31日

④ 保安施設に関する事項

（保安林の配備計画）

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を次のとおり計画します。

単位：ha			
実面積	水源かん養保安林	災害防備等保安林	保健風致等保安林
43,000	27,700	16,000	2,260

注）実面積は2種類以上の重複を除いた面積

計画期末は平成40年3月31日

（保安施設等整備計画）

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間腹工等の治山施設の整備を次のとおり計画します。

治山事業施工地区数	299箇所
-----------	-------



木製残存型桝を使用した治山ダム(小坂町)

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考
総 数		174,893	()内は
市 町 村 別 内 訳	市町村名		旧市町村名
	鹿角市	20,760	
	小坂町	4,157	
	大館市	(大 館 市)	
		(比 内 町)	
		(田 代 町)	
		合計	
	北秋田市	(鷹 巣 町)	
		(森 吉 町)	
		(阿 仁 町)	
		(合 川 町)	
		合計	
	上小阿仁村		
	能代市	(能 代 市)	
		(二 ツ 井 町)	
		合計	
	藤里町		
	三種町	(琴 丘 町)	
		(山 本 町)	
		(八 竜 町)	
		合計	
	八峰町	(八 森 町)	
		(峰 浜 村)	
		合計	
	男鹿市	(男 鹿 市)	
		(若 美 町)	
		合計	
	潟上市	(天 王 町)	
		(昭 和 町)	
		(飯 田 川 町)	
		合計	
	五城目町		
	八郎潟町		
	井川町		
	大潟村		

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び鹿角、北秋田、山本、秋田地域振興局農林部森づくり推進課です。
 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、積雪量が多く地質的にもぜい弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能／土壤保全機能の増進に配慮し、間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標
かん 水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、期待する機能の充実と各機能間の調整を図りつつ、適正な施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。これらを踏まえ、森林の状況を適確に把握するための森林のモニタリングの適確な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の高度発揮を図るための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組みを推進します。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設置することとします。（別表6）

なお、森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 水源森林地域	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交林の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。 水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。 指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害の防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設の伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成複層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地生のない機能であることに留意する必要があります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林 (h a)	110,269	110,384
	育成複層林 (h a)	2,789	3,899
	天然生林 (h a)	60,204	59,404
森林蓄積 (m ³ /h a)		257	287

- 注) 1 現況は平成29年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、重視すべき機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林への確に誘導を図ることとします。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～dの事項に留意の上実施することとします。

a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとします。

また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図ることとします。

c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うこととします。

d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により、天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採を行うこととします。

なお、更新の状況を考慮し、必要に応じて植込み又は更新補助作業を行うこととします。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～cの事項に留意の上実施することとします。

a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととします。

また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとします。

b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うこととします。

c スギを主体とする育成複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上に達した森林について、主伐を実施して植栽することとします。

なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとします。

③ 天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次の a～c の事項に留意の上実施することとします。

- a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてはモザイク状に設置するなど分散等に配慮することとします。
- b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰返し期間で行うこととします。

整備目標森林への誘導方法

現況森林区分	伐採方法	施業方法	更新方法	整備目標森林区分
育成単層林	皆伐	①a, b, c	人工造林Ⅱ	育成単層林
		①a～d	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	②a, c	樹下植栽	育成複層林
		②a, b	天然更新 (更新補助)	
育成複層林	択伐	②a, c	樹下植栽	育成複層林
		②a, b	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
天然生林	皆伐	③a	人工造林Ⅰ	育成単層林
		③a	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	③b	樹下植栽	育成複層林
		③b	天然更新 (更新補助)	

注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林

人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林

天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

標準伐期齢の基準

地 区	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
米 代 川 地 域 森 林 計 画 区	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期の指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(3) その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととします。

また、公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努めるものとします。

なお、保安林等法令により制限のある森林については、制限の目的達成に必要な施業を行うこととするとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の造林地の生育状況勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし次のとおりとします。

針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。

天然更新の対象樹種は、アカマツ、ブナ、ナラ類を主体に定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、生産材の目標、伐期等を勘案し次のとおりとします。

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1,500～2,100
	束～中庸密度仕立て (収量比数0.6)	～2,500
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	～3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋条に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積することとします。

b 植付け方法

人工造林は、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、人工造林をともなうものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図るものとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ*、ナラ類*、クルミ類、クリ*、ケヤキ、ホオノキ*、サクラ類*、カエデ類*、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、カンバ類等の広葉樹であつて将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

- a ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行うこととします。
- b 笹や粗腐食の堆積等により更新を阻害されている箇所では、末木や枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈払いを行うほか更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととします。
- c ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。
- d アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。
- e 伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しないなど、確実な天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の箇所は、市町村森林整備計画で定めることとします。

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域は、周辺の伐採跡地の天然更新の状況（次のa～cの事項）や、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定められます。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

(4) その他必要な事項

木材等生産機能森林については、森林資源の早期回復、公益的機能の維持を図るため、(1)のイに定める人工造林又は(2)のイに定める天然更新の指針により、確実な更新を確保することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次表のとおりとします。なお、1回当たりの間伐率は概ね本数率で30%とします。（材積で35%以内）

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て 方法	間伐の時期（年）							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密 度仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40			
		80		11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70	
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密 度仕立	16～20	21～25	26～30	36～40				初回は除伐
		80		16～20	21～25	26～30	36～40	51～60			
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～ 疎密度 仕立	16～25	26～30	36～40					初回は除伐
		80		16～25	26～30	41～45	56～65				
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度 仕立	16～25	31～40						初回は除伐
		80		16～25	31～40	46～55	56～65				
	大径材生産 (3,000本)	100	中庸密 度仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	初回は除伐
		以上									

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、森林計画区における既往の保育方法を勘案して、時期、回数、作業方法等を次表のとおりとします。

＜スギ人工林の保育の目安＞

	施業種	林 齢																										備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30				
良質材生産	下刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△																	
	除伐										○					○												
	枝打ち														○			○				○	○	○		枝下高8.0m		
	つる切り										○				○													
	雪起し		△	△	△	△	△	△																				
一般材生産	下刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△																	
	除伐											○						△										
	枝打															○					○					枝下高4.0m		
	つる切り											○					○				○					雪害木は除伐時に対応		
	雪起し																											

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図ることとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。具体的には別表の保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、森林の自然的条件及び社会的条件等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため皆伐面積の縮小・分散、標準伐期+10年以上の伐期の延長を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なこの他の森林は、自然条件に応じて広葉樹の育成を促し、針広混交の育成単層林に誘導することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

② 山地災害防止/土壌保全維持増進森林の整備に関する指針

育成単層林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため伐採面積の縮小・分散、伐期の長期化を図ることとします。

原則として、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し、育成複層林に誘導することとします。急傾斜の森林又は生長量の低い森林や、前述の複層林施業によつては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進するほか、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交林の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することとします。

天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとします。

③ 快適環境形成機能、保健文化機能維持増進森林の整備に関する指針

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持するための施業（快適環境形成機能）や、憩いと学びの場を提供する観点・美的景観に配慮した施業（保健文化機能）を促進することとします。

育成単層林については、森林景観の創出等の観点から、間伐や帯状又は群状の小面積皆伐による複層林施業を推進し育成複層林に誘導するか、自然条件に応じて広葉樹の育成を促し、針広混交の育成複層林に誘導することとします。適正な伐区の形状・配置により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業（標準伐期のおおむね2倍以上）を推進することとします。

育成複層林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

なお、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進することとします。

④ ①～③に掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の指定基準

1) 複層林施業を推進すべき森林

- a 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を定める必要がある森林（山地災害防止等機能維持増進森林）地形、地質、土壌等の条件から、伐採方法を特定しなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし農

地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれのある森林

- b 生活環境の保全及び形成のため伐採方法を定める必要がある森林（快適環境形成機能維持増進森林）

都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林又は気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

- c 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林（保健文化等機能維持増進森林）

湖沼、瀑布等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、森林美を有する森林で主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林又は希少な生物の保護のため必要な森林

2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

- a 水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能維持増進森林）

- b 地形、気象条件等から、裸地化の影響が大きく、伐採面積の縮小・分散を図る必要のある森林

3) 土壌を改良する必要のある森林

せき悪林地等で、土壌の理化学性を改良するため、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給を行う必要のある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することとします。また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

(3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林等の設定に当たっては、自然的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格としての林道や森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとします。特に平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

○基幹路網の現状

		単位 延長：km	
区 分	路線数	延 長	
基幹路網	474	1,184	
うち林業専用道	20	38	

※「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいいます。



(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・効率的な作業システムに対応したものとします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	100m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系	75m/ha以上	〔伐木・造材〕 〔搬出〕 ハーベスタ フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系	60m/ha以上	〔造材〕 〔搬出〕 プロセッサ フォワーダ
	架線系	15m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35° ～)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 〔造材〕 タワーヤーダ プロセッサ



ハーベスタ作業（伐木・造材）



フォワーダ作業（搬出）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網を開設する必要がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設林道がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画における「路網整備推進区域」として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針及び森林作業道作設指針に則り開設することとします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当ありません

(6) その他必要な事項

林道等路網の開設にあたっては、効率的な森林施業を実施するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めることとします。



林道（林業専用道 能代市）

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市町村、森林・林業、木材産業等関係者の合意形成を図り、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

特に、大館北秋田地域が平成29年4月に「林業成長産業化地域」に選定されたことから、流域としても次世代林業モデルの実現に向けた取組を推進していきます。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとします。その際長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成・確保のため、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）を活用した高い技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援、並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

あわせて、（公財）秋田県林業労働対策基金と連携して、各種助成制度を活用した雇用の定着や労働条件の改善を図ることで、安心して働ける環境づくりの実現と林業従事者の確保に努めます。

また、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械の導入を図ることとします。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システム効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制について積極的に取り組むこととします。

さらに、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入とその普及及び定着を推進します。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設整

備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の促進に努めることとします。また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用と普及について、関係者一体となって推進します。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、県産木材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図り、国内販売や輸出に向けた取組を進めます。

また、地域においても木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し住宅や公共建築物への製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心とした木質資材の活用を推進するものとします。

加えて、モントリオール・プロセスの基準、指標に基づき、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を促進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組を進めることとします。

ア 木材流通の合理化

当計画区の7原木市場については、価格形成、需給調整、機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から近隣の製材工場等への直送システムによる効率化を進めることで、原木の安定供給体制を構築する必要があります。



秋田原木市場株式会社（大館市）

イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は役物製材主体から一般材製材へとシフトしてきており、品質・性能の確かな製品を供給する取組を進める必要があります。計画区内にある県立大学木材高度加工研究所等との連携強化を進め、木材加工の高度化を促進することなどにより付加価値の向上に取り組むこととします。さらには、公共建築物や土木事業のほか、中高層等の非住宅建築物において県産材が積極的に活用されるよう、地域の県産材利用推進協議会に積極的な働きかけを行う必要があります。

ウ 関係者の合意形成

米代川流域林業活性化センターが中心となり、平成30年から新たにスタートする「米代川流域森林・林業活性化プロジェクト」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

(5) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等、森林の施業の合理化を進めることとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

○ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市町村別面積

単位:ha

森林の所在	面積	留意すべき事項	備考
総数	48,689	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとします。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとします。	
鹿角市	5,591		
小坂町	1,684		
大館市	8,565		
北秋田市	8,667		
上小阿仁村	1,147		
能代市	3,470		
藤里町	2,122		
三種町	2,192		
八峰町	8,648		
男鹿市	4,419		
潟上市	728		
五城目町	903		
八郎潟町	5		
井川町	181		
大潟村	366		

注) 森林の地区は、参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一。所在及び区域は、別表。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調和に留意することとします。

また、土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の配置等適切な措置を講ずることとします。

(4) その他必要な事項

土砂の流出や崩壊の恐れがある地域については、樹根などによる土壌保全機能を高めるため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当ありません。

(3) 治山事業の実施に関する方針

当計画区は、急峻な荒廃渓流を含む保安林が多く、また、脆弱な地質に覆われており、これまで豪雨等による渓流の荒廃や地すべり等の土砂災害が多く発生しております。このため、荒廃地の復旧整備を進めるとともに、事前防災・減災の考え方に立ち、重要な保全対象がある保安林を優先して治山事業を積極的に進め、災害の発生防止を図るとともに、保安林の森林整備を進め保安林の機能強化を図り、災害に強い森林を作ります。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、関係市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進します。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」に関する方針は次のとおりとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林等、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域を定め、鳥獣害対策を推進することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられている方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等との連携・調整を図ることに努めることとします。

特に、ニホンジカは各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとしています。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、急激な拡大を見せるナラ枯れ被害については、徹底した監視を行うとともに、市町村と連携し保全すべきナラ林を特定し、「守るべきナラ林」及び重点地域の予防対策を実施します。合わせて拡大防止対策として、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、ナラ枯れに強い森林を育成するなど、被害対策を推進します。



マツ枯れ被害防止活動（能代市）



ナラ枯れ被害地（八峰町）



樹幹注入による防除

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。また、病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などの関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規程に基づく市町村長による許可を受けて行うものとします。

(4) その他必要な事項

森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能や文化機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の動向等から見て、森林の保健増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、複層林施業及び広葉樹林の育成など多様な施業を森林の特色を踏まえて実施することとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐などの保育を積極的に行うこととします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木の標準伐期齢に達した時に期待される樹高）を定めることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の動向を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

区 分		総 数			主 伐			間伐
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
総 数		5,350	5,110	240	2,650	2,410	240	2,700
前半5カ年の計画量		2,670	2,550	120	1,320	1,200	120	1,350
後半5カ年の計画量		2,680	2,560	120	1,330	1,210	120	1,350
市町村別 内訳	鹿角市	625	597	28	310	282	28	316
	小坂町	134	128	6	66	60	6	67
	大館市	863	824	39	427	389	39	435
	北秋田市	1,119	1,068	50	554	504	50	565
	上小阿仁村	224	213	10	111	101	10	113
	能代市	570	544	26	282	257	26	288
	藤里町	219	209	10	108	98	10	110
	三種町	371	354	17	184	167	17	187
	八峰町	400	382	18	198	180	18	202
	男鹿市	331	316	15	164	149	15	167
	潟上市	98	94	4	49	44	4	49
	五城目町	367	351	16	182	165	16	185
	八郎潟町	12	12	1	6	5	1	6
	井川町	18	17	1	9	8	1	9
	大潟村	0	0	0	0	0	0	0

2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

区 分		間伐面積
総 数		45,000
前半5カ年の計画量		22,500
後半5カ年の計画量		22,500
市町村別 内訳	鹿角市	5,261
	小坂町	1,125
	大館市	7,256
	北秋田市	9,409
	上小阿仁村	1,880
	能代市	4,792
	藤里町	1,839
	三種町	3,118
	八峰町	3,368
	男鹿市	2,784
	潟上市	824
	五城目町	3,088
	八郎潟町	102
	井川町	153
	大潟村	0

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

		単位 面積：h a	
区 分		人工造林	天然更新
総 数		2,700	5,700
	前半5カ年の計画量	1,350	2,700
	後半5カ年の計画量	1,350	3,000
市町村別 内訳	鹿角市	316	666
	小坂町	67	142
	大館市	435	919
	北秋田市	560	1,192
	上小阿仁村	113	238
	能代市	288	607
	藤里町	110	233
	三種町	187	395
	八峰町	202	427
	男鹿市	167	353
	潟上市	49	104
	五城目町	185	391
	八郎潟町	6	13
	井川町	9	19
	大潟村	5	0

注) 人工造林 : 天然生林→育成単層林、未立木地造林
 : 育成単層林→育成単層林
 : 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林
 天然更新 : ぼう芽更新(育成単層林→育成単層林)、
 : 天然下種更新(育成単層林→育成単層林、
 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林、
 天然生林→育成複層林)
 : 天然下種更新(天然生林→天然生林)



米代川源流域における植樹活動(鹿角市)

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

単位(延長: km、面積: ha)

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積区域	改 良 箇所数	舗 装 路線数	延 長	
総 数	137	344.0	27,071	188	43	126.2	
前半5カ年 の計画量	58	151.1	10,806	22	19	56.1	
後半5カ年 の計画量	79	192.9	16,265	166	24	70.1	
鹿角市	21	50.3	5,484	42	5	9.5	
小坂町				3	1	2.4	
大館市	23	37.2	4,820	32	4	9.5	
北秋田市	18	42.2	3,207	57	15	54.3	
上小阿仁村	7	12.5	607	17	1	3.0	
能代市	21	45.8	2,234	3	1	2.6	
藤里町	5	14.9	510	4	2	0.8	
三種町	11	23.6	853	10	2	6.1	
八峰町	9	33.3	4,626	6	5	24.0	
男鹿市	2	10.5	373	1	2	1.5	
潟上市	6	22.2	706				
八郎潟町				1	1	1.4	
五城目町	10	39.8	3,139	11	4	11.1	
井川町	4	11.7	512	1			
大潟村							
合 計	137	344.0	27,071	188	43	126.2	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長: km、面積: ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	鹿角市		上山黒沢	5.0	690			
				鹿角安比	4.0	590			
				大楽前	7.1	1,661			
				瀬田石	1.0	191	○		
				下折戸	2.1	67	○		
				十文字	4.1	97	○		
				男平土筆森	1.0	233	○		
				熊沢	1.0	388	○		
				永田	1.0	154	○		
				妻ノ神	1.0	114	○		
				毛馬内沢	1.0	232	○		
				堀内	0.8	103	○		
				谷内	1.0	195	○		
				腰廻	3.2	209			
				鳥姥	2.3	53	○		
				神の沢	1.7	79			
				田の沢	2.0	70			
				長牛	2.5	102			
				折ヶ島	3.0	139			
				石鳥谷	3.0	84			
				根瀬	2.5	33			
	小計			21	50.3	5,484	11		
	林業専用道	大館市	大館市	八幡下	2.4	117			
				滝ノ沢	2.0	78			
				鯉沢	1.5	93			
				山新	4.0	1,550			
				上茂内	4.0	825			
				釈迦池	2.0	210			
				城ヶ森	2.0	340			
				大明神	2.2	88			
				猿間	2.0	210			
			比内町	館ヶ沢	2.0	90			
				金山	1.8	44			
				三階滝	0.6	34			
				柄井沢	1.0	110			
				南長内沢	0.8	33			
				只越	0.5	35			
				大沢	2.4	230			
				滝沢	1.3	73			

単位(延長: km、面積: ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道		大館市	比内町	東休間内沢	1.3	77			
				ザッピ内	0.6	164			
			田代町	二度突	0.7	32			
				大橋	0.8	30			
				大石渡沢	0.7	43			
				長坂本郷	0.6	314			
		小計		23	37.2	4,820	0		
	林業専用道	北秋田市	鷹巣町	坊川	3.2	357			
	林業専用道			湯繰舟沢	2.5	193			
	林業専用道			長根沢	1.7	56	○		
	林業専用道			長根沢支	1.0	31	○		
	林業専用道			根仮戸	1.3	78	○		
	林業専用道		森吉町	惣内	2.0	175			
				大滝沢	5.5	294	○		
				天館	1.7	35			
				惣内滝の上	5.8	266			
				浦田	3.0	332			
				新屋布	1.0	36			
				神仏	0.8	60			
				白坂	0.5	35			
	林業専用道		阿仁町	高畑台	1.0	49			
				段ノ上	2.0	56			
				佐山	4.0	550			
				太平佐山	3.5	150			
	林業専用道		合川町	羽根山	1.7	454			
		小計		18	42.2	3,207	4		
	林業専用道	上小阿仁村		春沢大滝沢支	1.0	40	○		
				中山	2.5	74			
	林業専用道			樋ノ沢	3.0	94			
	林業専用道			多々羅八森沢	2.1	52	○		
	林業専用道			八森沢支	2.0	143	○		
	林業専用道			多々羅沢支	0.8	71			
				上合地	1.1	133	○		
		小計		7	12.5	607	4		
	林業専用道	能代市	能代市	大森	2.2	64	○		
				砂子田	3.0	110			
				大田表	2.8	75			
				新屋敷	2.8	140			
	林業専用道			四ツ屋	3.0	130			
	林業専用道			高森	1.7	65	○		
	林業専用道			大平下	2.4	89	○		
	林業専用道			不動前	2.4	113	○		
	林業専用道			第二不動前	2.0	52	○		

単位(延長: km、面積: ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村							
自動車道	林業専用道	能代市	能代市	小沢田	1.0	31	○			
	林業専用道			日暮沢	1.2	49	○			
	林業専用道		二ツ井町	種・荷上場	0.5	156	○			
				西ノ沢小滝	4.5	248	○			
				西ノ沢船打沢北	1.5	39	○			
				西ノ沢船打沢南	1.4	66	○			
				舟打沢連絡	2.0	77				
				中ノ沢	2.0	70				
				種・梅内	2.0	395	○			
				猿田沢・久沢	2.0	100				
	林業専用道		二ツ井町	八兵衛	2.0	80				
				杉ノ岱	3.4	85	○			
		小計		21	45.8	2,234	13			
		藤里町			高石沢	2.5	74	○		
					素波里	7.0	75			
					釜谷	2.3	143	○		
					真土上岱	1.1	18	○		
					桂岱	2.0	200			
	小計		5	14.9	510	3				
	林業専用道	三種町	琴丘町	第三百川	2.0	137				
				小新沢	2.0	87				
				第二茨島	2.0	64				
				猿田大沢	0.4	19	○			
				百川新屋敷	2.0	70	○			
				第2百川新屋敷	1.1	31	○			
			山本町	志戸橋	2.4	112				
				赤川	3.0	131				
				大堤沢	3.8	75				
				豊岡	4.0	108				
				添畑	0.9	19	○			
				小計		11	23.6	853	4	
	林業専用道	八峰町	八森町	泊沢	2.0	1,487				
			峰浜村	大長根下	0.6	11	○			
				大山前	3.0	200				
				小割沢	3.0	110				
				峰浜	19.7	2,610	○			
				山城台	2.4	47	○			
				里石	1.0	66	○			
				里石2	0.9	66	○			
				大屋根下	0.7	29				
小計			9	33.3	4,626	5				

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	男鹿市	男鹿市	丸森	5.5	155	○		
				仁井山	5.0	218			
		小計		2	10.5	373	1		
	林業専用道	潟上市	昭和町	大工焼山沢	3.0	86	○		
	林業専用道			北坂	7.7	182	○		
	林業専用道			豊川山田岡井戸	6.0	303	○		
	林業専用道			中沢	1.5	30	○		
	林業専用道			浅見沢	2.0	30	○		
	林業専用道			船橋	2.0	75	○		
	小計		6	22.2	706	6			
	林業専用道	五城目町		小野台	2.0	70			
				森山猿田沢	3.0	696	○		
				五秋蛇喰	2.5	944	○		
				猿田沢	7.0	269			
				湯ノ又	7.4	329	○		
				大畑	7.0	238	○		
				浅見内	4.9	273	○		
				沢内	2.0	100			
				小林	2.0	70			
		野鳥の森	2.0	150					
	小計		10	39.8	3,139	5			
	林業専用道	井川町		大菅生沢	1.2	44			
				菅生沢	5.0	283			
				施田黒坪	3.5	130	○		
				林坂	2.0	55	○		
		小計		4	11.7	512	2		
合 計				137	344.0	27,071	58		

注)

- 1 終点側の林道は路線数として数えない。
- 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		鹿角市		長根	1	○		
				堀内	10	○		
				鵠割石	8	○		
				長嶺熊沢	2	○		
				尾去沢・休閒	2			
				甘露	3			
				黒沢頭	2			
				下水沢	4	○		
				上山田	3	○		
				大沢	3	○		
				歌内沢	1			
				割石	2	○		
				熊沢	1	○		
		小計		13	42	9		
		小坂町		鵠割石	3			
		小計		1	3	0		
		大館市		山館	2			
				萱仮戸沢	1			
			比内町	奥見内	1			
				二又	2			
				薬師森	1			
				根堀沢	4			
				大葛	2			
				尾去沢休閒内	5			
			田代町	大館蛭沢	8			
				円学	1			
				大岱高岨	2			
				田代相馬	3			
			小計		12	32	0	
		北秋田市	鷹巣町	岩谷	3			
				奥見内	3			
				鷹森	3			
				根小屋沢	3			
				前山滝の沢	2			
				岩堰根	1			
			森吉町	浦支内	5			

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		北秋田市	森吉町	浦支内支	1				
				惣内	3				
				大滝沢	3				
				大森	3	○			
				長野沢	2				
				上惣内	1				
				差川	1				
			阿仁町	小様	1				
				中佐山	2				
				熊鷹	2				
				十二ノ沢支	3				
				小倉沢	1				
				根子	2				
				馬見長根	4				
			合川町	上の山	1				
				木畑沢	1				
				羽根沢	2				
				関の沢	1				
				孫七山	1				
				芹沢	1				
				根小屋沢	1				
		小計			28	57	1		
		上小阿仁村		仏社	2				
				春沢	6				
				田の沢	1				
				長信田	3				
				上合地	1				
				黒滝	3				
				祝の沢	1				
		小計			7	17	0		
		能代市	能代市	常盤	1	○			
				幟山	1	○			
				母体	1	○			
		小計			3	3	3		
		藤里町		西薄井沢	4	○			
		小計			1	4	1		
		三種町	琴丘町	琴丘陵	9	○			
			山本町	砂子沢	1	○			
		小計			2	10	2		

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		八峰町	八森町	水の目	1	○			
				八代沢	1	○			
				池の台	2	○			
			峰浜村	塙	1				
				水沢山	1	○			
		小計			5	6	4		
		男鹿市		増川	1				
		小計			1	1	0		
		八郎潟町		天池	1	○			
		小計			1	1	1		
		五城目町		中村	1				
				上滝ノ下	1				
				家ノ沢	1	○			
				馬場目稜	1				
				富津内稜	3				
				五秋	4				
		小計			6	11	1		
		井川町		宇治木沢	1				
		小計			1	1	0		
		合 計				81	188	21	

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長: km)

種 類	(区分)	位 置		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		鹿角市		鴫割石	5.5			
				長嶺熊沢	1.0	○		
				尾去沢休閒内	1.0			
				小豆沢	1.0	○		
				割石	1.0	○		
		小計		5	9.5	3		
		小坂町		鴫割石	2.4			
		小計		1	2.4	0		
		大館市	大館市	大館蛭沢	0.1	○		
				大滝	0.2			
			比内町	平内沢	6.0	○		
			田代町	円学	3.2	○		
		小計		4	9.5	3		
		北秋田市	鷹巣町	奥見内	1.0	○		
				根小屋沢	4.0			
				前山滝の沢	1.0			
				岩堰根	0.5			
				横淵中屋敷	0.9			
			森吉町	大森	9.8			
				鷹森	3.3			
				惣内	1.8	○		
				小又	0.2	○		
			阿仁町	宝附	3.1			
				阿仁	12.7	○		
				根子	3.0			
				土平	0.3			
				棚木沢	12.0			
			合川町	上の山	0.7			
		小計		15	54.3	4		
		上小阿仁村		春沢	3.0	○		
		小計		1	3.0	1		
		能代市	能代市	常盤	2.6			
		小計		1	2.6	0		

単位（延長：km）

種 類	(区分)	位 置		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		藤里町		前山滝の沢	0.4	○		
				上薄井沢	0.4	○		
		小計		2	0.8	2		
		三種町	琴丘町	井戸下田	3.9	○		
				鹿渡渉	2.2	○		前期1.1km
		小計		2	6.1	2		
		八峰町	八森町	八代沢	3.7	○		
				湯の沢	8.8	○		前期5.4km
				泊沢	5.8			
			峰浜村	水沢山	3.0	○		前期1.5km
				基	2.7	○		
		小計		5	24.0	4		
		男鹿市		北浦	0.4			
				増川	1.1			
		小計		2	1.5	0		
		五城目町		富津内稜	3.5			
				猿田沢	3.0			
				黒土	1.8			
				天池	2.8			
		小計		4	11.1	0		
		八郎潟町		天池	1.4			
		小計		1	1.4	0		
合 計				43	126.2	19		0

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	43,000	41,867	
水源涵養のための保安林	27,700	26,735	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	16,000	15,439	土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、干害防備、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林
保健、風致の保存等のための保安林	2,260	2,234	航行目標、保健、風致保安林

注1 総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：h a

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積	前半5カ年の計画面積	指定を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域			
指 定	水源かん養	鹿角市	鹿角市	八幡平	1,191	1,178	かん 水源の涵養
		大館市	大館市	長走 山館 猿間 柄沢 芦田子			
		北秋田市	鷹巣町	今泉			
			阿仁町	戸島内 荒瀬			
		能代市	能代市	天内 小掛			
		男鹿市	男鹿市	男鹿中中間口			
		五城目町	五城目町	内川浅見内 富津内中津又			
		井川町	井川町	井内			
指 定	災害防備	鹿角市	鹿角市	十和田錦木 十和田大湯			土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 雪崩等の防備
		小坂町	小坂町	上向			
		大館市	大館市	道目木 雪沢			
				比内町			
				小坪沢			
		北秋田市	田代町	外川原			
			鷹巣町	前山			
			森吉町	森吉 浦田			
			阿仁町	荒瀬 真木沢鉦山 伏影 比立内			
		能代市	能代市	常盤 檜山 外割田			
			二ツ井町	仁鮎 田代 梅内 切石			

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積	前半5カ年 の計画面積	指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域			
指 定	災害防備	藤里町	藤里町	藤琴	556	556	
		三種町	山本町	上岩川			
		八峰町	峰浜村	石川			
		男鹿市	男鹿市	船川港小浜			
				船川港台島			
				船川港船川			
				船川港			
				船川港女川			
				船川港仁井山			
				船川港椿			
合 計		湯上市	昭和町	船越	1,715	1,702	
		五城目町		脇本富永			
				戸賀戸賀			
				豊川岡井戸			
				内川黒土			
				富津内中津又			

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積	前半5カ年 の計画面積	解除を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域			
解 除	水源かん養	鹿角市、小坂町、大館市			8	6	公益上の理由 指定理由の消滅
		北秋田市、能代市、八峰町					
		男鹿市、潟上市					
	災害防備	鹿角市、小坂町、大館市			9	7	
		北秋田市、能代市、藤里町、三種町					
		八峰町、男鹿市、潟上市、大潟村					
	保健・風致	能代市、八峰町、藤里町、三種町			9	7	
		男鹿市、潟上市					
	合 計					26	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養	-	64	500	2,200	500
災害防備	110	35	300	1,300	300
保健・風致	210	-	-	-	-

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		単位 地区		備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の 計画	主 な 工 種		
鹿角市		八幡平	13	6	山腹工		
		花輪	3	2	山腹工		
		十和田大湯	9	4	山腹工		
		尾去沢	4	3	溪間工		
		十和田瀬田石	1	1	山腹工		
		十和田末広	1	1	山腹工		
		十和田錦木	1	1	本数調整伐		
小坂町		小坂	9	4	山腹工		
		大地	2	2	山腹工		
		上向	2	2	山腹工		
		小坂鉦山	1	1	本数調整伐		
大館市		粕田	2	2	溪間工		
		雪沢	5	3	溪間工		
		猿間	1	1	溪間工		
		葛原	3	1	溪間工		
		曲田	2	2	溪間工		
		長根山	1	1	本数調整伐		
		軽井沢	1	1	溪間工		
		東	1	1	溪間工、山腹工		
		芦田子	1	1	本数調整伐		
		山館	1	1	溪間工		
		茂内	2	2	溪間工、山腹工		
		十二所	1	1	山腹工		
		白沢	1	1	溪間工		
		花岡町	1	1	山腹工		
	比内町	大葛	5	2	溪間工		
		独鈷	3	1	溪間工		
		中野	1	1	溪間工		
		八木橋	2	1	溪間工		
	田代町	小坪沢	1	1	溪間工		
		早口	3	2	溪間工		
		外川原	1	1	山腹工		
		岩瀬	5	3	山腹工		
北秋田市	鷹巣町	山田	2	1	溪間工		
		綴子	3	2	溪間工		
		七日市	5	1	溪間工		
		前山	2	2	山腹工		
		坊沢	4	2	溪間工		
	森吉町	今泉	1	1	本数調整伐		
		本城	2	2	山腹工		
		阿仁前田	2	1	山腹工		
		根森田	2	1	溪間工		
		森吉	1	1	溪間工、本数調整伐		
		小又	1	1	溪間工		
		浦田	2	2	溪間工		
	阿仁町	吉田	1	1	溪間工		
		中村	1	1	本数調整伐		
		萱草鉦山	1	1	溪間工		
		長畑	1	1	溪間工		
		打当	1	1	地下水排除工		
		荒瀬	1	1	山腹工		
		幸屋	1	1	溪間工		
		水無	1	1	溪間工		
		笑内	1	1	溪間工		
		比立内	1	1	溪間工		
	合川町	伏影	1	1	溪間工、本数調整伐		
		小様	1	1	溪間工		
		木戸石	1	1	山腹工		
		増沢	1	1	山腹工		
		新田目	1	1	山腹工		
上小阿仁村		仏社	4	2	溪間工		
		五反沢	1	1	溪間工		
	南沢	1	1	溪間工			
	小沢田	1	1	溪間工			
	大林	1	1	溪間工			

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
能代市	二ツ井町	常盤	5		1 溪間工・山腹工	
		浅内	3		2 溪間工・防潮工	
		母体	1		植栽工	
		中沢	1		山腹工・溪間工	
		桧山	2		1 山腹工	
		天内	2		本数調整伐・山腹工	
		久喜沢	1		1 山腹工・溪間工	
		外割田	3		1 本数調整伐	
		須田	2		1 山腹工・溪間工	
		田床内	2		1 溪間工・防潮工	
		檜山	1		2 溪間工・山腹工	
		田代	1		山腹工	
		山根	1		溪間工	
		仁鮎	3		山腹工	
		小掛	2		溪間工・山腹工	
		荷上場	5		3 溪間工・山腹工	
		梅内	8		3 溪間工・山腹工	
		種	5		3 溪間工・山腹工	
		麻生	1		山腹工	
		切石	2		1 山腹工・溪間工	
藤里町		大沢	3		本数調整伐・溪間工	
		藤琴	10		4 溪間工・山腹工	
		粕毛	3		溪間工	
		太良鉾山	5		3 溪間工・山腹工	
三種町	琴丘町	鹿渡	1		1 本数調整伐	
		上岩川	5		2 溪間工	
	山本町	下岩川	4		1 本数調整伐	
		豊岡金田	1		1 山腹工	
		森岳	1		1 溪間工・山腹工	
	八竜町	大口	1		1 本数調整伐	
		浜田	1		本数調整伐	
八峰町	八森町 峰浜村	八森	11		3 溪間工・山腹工	
		目名瀧	4		2 溪間工・植栽工	
		石川	4		1 溪間工・山腹工	
		水沢	6		2 溪間工・山腹工	
					植栽工	
		沼田	3		1 溪間工・防潮工	
		塙	3		本数調整伐	
男鹿市		船越	2		2 溪間工	
		北浦	2		2 本数調整伐	
		五里合	2		2 山腹工、本数調整伐	
		入道崎	1		1 本数調整伐	
		船川港	4		1 本数調整伐	
		戸賀	3		2 山腹工、本数調整伐	
		脇本	1		2 山腹工	
		男鹿中	4		1 本数調整伐	
		戸賀	1		1 溪間工・山腹工	
		戸賀塩浜	2		1 溪間工・山腹工	
		戸賀浜塩谷	2		2 山腹工	
		野石	1		2 溪間工・山腹工	
		福米沢	1		1 本数調整伐	
					1 山腹工	
五城目町		富津内	2		1 溪間工	
		馬場目	2		1 溪間工・山腹工	
		五城目	2		1 本数調整伐	
		小池	2		1 溪間工	
		内川	2		1 山腹工	
潟上市	天王町	天王	2		2 本数調整伐	
		上虹川	2		2 本数調整伐	
	飯田川町	飯田川	1		1 山腹工・溪間工	
大潟村		大潟	1		1 本数調整伐	
合 計			299	158		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

単位 面積：ha

特定 保安 林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等				その他 必要な 事項	旧町村名
		番 号	所 在		面積	伐 採					
			位 置	林小班		種類	面積	方法	時期		
水源 かん 養	鹿角市	1	老沢	154-21	7.86	間伐	7.86	間伐率20%	H35. 3. 31		
	北秋田市	2	一ノ又鉾山	69-1-6, 7, 8, 10, 11, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 54, 55 69-3-5, 6, 8, 9, 10, 11, 12 69-4, 5	85.44	間伐	13.62	間伐率20%	H35. 3. 31		森吉町
			計		93.30		21.48				
干害 防備	三種町	3	下岩川	39-26	26.91	間伐	26.91	間伐率20%	H35. 3. 31		
			計		26.91		26.91				
合計					120.21		48.39				

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下「制限林」という。）については、当該する法令及び県が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うよう留意します。
なお、制限林の種類、所在及び面積については別表のとおりです。

ア 保安林の施業方法

区 分		内 容
伐採の方法	主伐	原則として伐採種を定めない 水源かん養保安林、防風保安林、防霧保安林 干害防備保安林
		原則として択伐による 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林、水害防備保安林、潮害防備 保安林、防雪保安林、魚つき保安林、航行目 標保安林、保健保安林、風致保安林
		原則として伐採を禁止する なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保 安林、保安施設地区
		市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上とする 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をする ことができる立木
	間伐	主伐に係る伐採の禁止を受けない森林 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所
		主伐に係る伐採の禁止を受ける森林 原則として伐採を禁止する
伐採の限度	主伐	1 皆伐 伐採の限度は、次の式で求められる面積以下である。 1箇所当たりの伐採区域の限度は20ha以下とする。 $A = F / U + \alpha$ A : 1伐採年度の皆伐面積計 F : 同一単位区域内の皆伐が許容される保安林の全面積 U : 標準伐期齢 α : 前伐採年度の総年伐採面積の残量 2 防風保安林、防霧保安林で皆伐による伐採 原則として、幅20メートル以上の帯状の森林を残置する。 3 択伐 （1）択伐後に植栽する場合 択伐率は成長量相当で、上限は40% （2）択伐後に植栽を要しない場合 択伐率は成長量相当で、上限は30% ※ 成長量の算出方法 （択伐前の立木材積）－（前回の択伐後の材積）
	間伐	伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えないこと。
植栽	方法	満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり省令立地条件に応じて、樹種毎に算出して定める本数以上均等に植栽する。
	期間	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。
	樹種	スギ等の針葉樹又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹

保安林の種類	面積 ha
水源かん養保安林	26,177
土砂流出防備保安林	10,144
土砂崩壊防備保安林	585
飛砂防備保安林	1,034
防風保安林	911
水害防備保安林	3
干害防備保安林	2,191
なだれ防止保安林	263
落石防止保安林	0
防火保安林	7
航行目標保安林	0
保健保安林	2,116
風致保安林	68
合計	43,500

- (注) 1 所在及び面積については、別紙1, 4参照。
2 小数点以下は四捨五入のため計とは一致しません。
3 「0」は掲載単位に満たないものです。

イ 自然公園の施業方法

自然公園特別地域内における森林の施業方法は、次表のとおりです。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園にあっては自然公園法第20条又は第21条の規定に基づき、知事による許可が必要です。

種類	内 容
第一種特別地域	1 第一種特別地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 (1) 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢に10年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は現在の蓄積の10%以下とする。 ※県立公園の場合、造林地は択伐とし、択伐率は用材林にあっては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては60%以下とする。
第二種特別地域	1 第二種特別地域の森林は択伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができる。 2 択伐率は用材林にあっては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては60%以下とする。 3 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものとする。 4 皆伐法による場合は次のとおりとする。 (1) 伐採齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 (2) 一伐区の面積は2ha以下であること。ただし、疎密度0.3より多く立木を残す場合は集団施設地区等、その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が、皆伐法により伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (4) 集団施設地区等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く）において行われるものでないこと。
第三種特別地域	第三種特別地域の森林は、施業の制限を受けない。

区 分	種 類	面積 ha
国立公園	第一～二種特別地域	73
国定公園	第一種特別地域	448
	第二種特別地域	1,027
	第三種特別地域	2,311
県立公園	第一～三種特別地域	3,201

(注) 所在及び面積については、別表 2、4 参照

ウ 自然環境保全地域の施業方法

特別地区は原則として現在蓄積の 30%以内の択伐とします。ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合であって、伐区を努めて分散させるときに限り 2ha 以内の皆伐を行うことができます。なお、立木の伐採等を行う場合は、「秋田県自然環境保全条例」の規定に基づき、知事の許可が必要です。

自然環境保全地域特別地区	25 ha
--------------	-------

(注) 所在及び面積については、別表 3 参照

エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の施業方法

伐採の方法を制限しなければ、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林については、伐採種は定められていません。なお、立木の伐採等を行う場合は、「鳥獣保護管理法」の規定に基づき、国指定特別保護区内は大臣、県指定特別保護区内は知事の許可が必要です。

鳥獣保護区域特別保護地区	645 ha
--------------	--------

(注) 所在及び面積については、別表 3、4 参照

オ 林業種苗法・特別母樹林の施業方法

木竹の伐採をする場合には、大臣の許可等が必要です。

特別母樹林	5 ha
-------	------

(注) 所在及び面積については、別表 3、4 参照

カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

指定地内で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」の規定に基づき、文化庁長官等の許可が必要です。

史跡名勝天然記念物指定地	300 ha
--------------	--------

(注) 所在及び面積については、別表 3、4 参照

キ 砂防指定地の施業方法

立木竹の伐採については「砂防法」の規定により、知事の許可が必要です。

砂防指定地	1,453 ha
-------	----------

(注) 所在及び面積については、別表 3、4 参照

ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

立木竹の伐採については「急傾斜地法」の規定により、知事の許可が必要です。

急傾斜崩壊危険指定地	124 ha
------------	--------

(注) 所在及び面積については、別表 3、4 参照

2 その他必要な事項

水と緑の条例に関する事項

「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成 15 年 4 月施行）」

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション・文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」や「6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に基づき実施することとしますが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を整備します。

①健全な生態系の回復・維持

- a 著しく標高の高い所など、土壌条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行いません。
- b スギ人工林にあっては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉樹を育成し、森林構造の多層化を図ります。

②生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全します。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、種子源となる樹種を保全するとともに、野生動物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保します。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を回避します。
- d 第 3 森林の整備に関する事項 2（1）ウ伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針に基づき、伐採後の適切な更新を図ります。

③彩り豊かなふれあいの森林づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいの場に配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図ります。



針広混交林化事業（大館市）



ふれあいの森整備事業（三種町）

別表1 保安林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	鹿角市	004,005,007,009,012,013,014,021,022,030,037, 038,039,040,041,043,042,044,056,057,058,066, 070,071,091,092,094,095,107,110,116,124,127, 128,129,130,131,132,133,135,136,137,138,141, 145,146,147,149,154,157,159,162,164,165,166, 167,181,186,187,188,189,190,191,198,196	3,458.66	
	小坂町	002,007,008,009,010,011,013,014,016,017,018, 025,026,027,028,029,030,031,033,032,037,038, 039,040,041,043	1,430.74	
	大館市		6,427.87	
	大館市	002,013,017,018,022,024,025,026,029,030,031, 032,033,034,035,036,037,038,039,040,058,059, 060,063,068,069,071,072,073,075,076,083,097, 100,102,106,105,108,113,117,118,120,121,124, 126,129,130,132,133,131,134,138,148,152,154, 159,160,161,162,163,167,169	3,521.82	
	比内町	017,018,020,021,022,023,024,049,050,051,052, 053,059,060,061,062,063,064,065,066,067,069, 071,073,087,088,097,099,101,104,107,108	1,942.88	
	田代町	013,023,030,033,034,035,036,037,038,039,048, 049,054,055,056,060,063,064,076,077,079,080, 078,081,093,094,101	963.17	
	北秋田市		5,173.53	
	鷹巣町	002,003,004,005,007,015,066,068,071,121,128, 129,130,142,143,148	537.37	
	森吉町	036,040,041,060,069,071,086	351.01	
	阿仁町	005,006,007,008,009,010,011,012,013,014,022, 023,024,025,026,027,028,030,037,044,045,046, 047,048,049,051,055,056,058,072,079,090	3,787.43	
	合川町	047,056,057,058,059,060	497.72	
	上小阿仁村	009,015,016,017,018,024,025,027,028,050,054, 055	606.95	
	能代市		1,646.62	
	能代市	009,019,032,033,034,035,036,037,038,056,057, 058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068, 076,079,080,081,135	1,446.24	
	二ツ井町	060,067,070,075,077,078,079	200.38	
	藤里町	001,004,006,033,047,048,053,054,055,056,057, 058,059,060,061,062,063,064,077,079,092	719.63	
	三種町		19.84	
	琴丘町	050,079	19.56	
	山本町	040	0.28	
	八峰町		5,943.12	
	八森町	001,004,007,034,035,036,037,038,039,040,074, 075	682.12	
	峰浜村	003,004,006,008,009,010,011,012,013,014,015, 016,017,018,019,020,021,022,023,024,025,026, 027,038,045,046,047,048,049,050,051,052,053, 054,055,056,057,058,059,060,061,062,063,064, 065,066,067,068,069,070,071,078,079,080,081, 082,083,084,085,089,091,092,093,094	5,261.00	
	男鹿市		189.31	
	男鹿市	016,061,084,085	189.31	
	潟上市		31.32	
	昭和町	025	31.32	
	五城目町	021,037,038,039,043,077,078,082	348.38	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
	井川町	008,009,010,011,012	181.48	
	合計		26,177.45	
土砂流出 防備保安林	鹿角市	005,027,029,030,031,032,034,041,048,049,062, 063,065,090,103,104,105,106,108,109,110,111, 112,113,114,121,122,123,124,125,135,150,151, 164,165,170,171,172,178,179,180,182,183,193, 194,198,199,200,201,204,205,206	1,294.51	
	小坂町	001,008,009,018,019,020,022,023,034,037,038, 042,045	125.52	
	大館市		1,529.88	
	大館市	002,012,022,023,025,032,062,077,080,082,086, 144,161,172	233.41	
	比内町	012,013,024,029,032,033,038,039,040,041,042, 048,054,055,065,072,073,074,077,100,105,106, 108,109,112,113,	562.21	
	田代町	026,029,038,039,042,043,044,045,046,062,063, 064,065,097	734.26	
	北秋田市		2,668.84	
	鷹巣町	007,008,009,011,012,015,016,019,022,023,024, 025,032,033,035,036,051,052,059,071,080,105, 117,118,121,123,125,129,148,154,160,163	841.37	
	森吉町	017,018,037,038,039,041,047,048,049,050,051, 053,055,056,059,060,063,065,067,075,079,081, 082,083	676.20	
	阿仁町	014,016,018,019,020,021,022,029,033,039,044, 048,054,059,060,064,071,073,078,079,080,083, 084,085,089,092,093,095,096,097,098,099,103, 108,109	873.81	
	合川町	001,003,004,005,006,032,040,054,058	277.46	
	上小阿仁村	006,007,011,015,021,022,036,038,060,063	176.61	
	能代市		663.40	
	能代市	044,050,056,063,065,072,082,083,099,100,101, 102,107,109,112,114,119,132	306.31	
	二ツ井町	001,004,006,012,014,017,021,022,023,025,026, 027,036,037,056,058,060,067,068,069,070,075	357.09	
	藤里町	001,004,011,012,013,014,017,022,023,025,026, 027,029,031,032,036,037,040,041,042,043,053, 063,064,067,068,069,070,072,073,074,077,078, 079,083,084,085,087,088,089,090,091,092	1,103.68	
	三種町		882.21	
	琴丘町	004,006,042,044,050,051,054,055,056,057,058	318.12	
	山本町	030,049,051,052,054,055,056,057,058,059,060, 063,064,065	564.09	
	八峰町		1,195.25	
	八森町	003,007,016,018,019,020,021,022,023,033,045, 056,060,061,063,064,066,067,072	789.10	
	峰浜村	028,029,030,031,032,033,034,035,046,049	406.15	
	男鹿市		230.63	
	男鹿市	010,015,036,040,051,072,089,100,101,102,103, 105,106,107,111,112,113,114,126,128,129	230.63	
	潟上市		0.17	
	昭和町	002	0.17	
	五城目町	003,019,034,035,043,058,059,064,072,077,092, 095,096,097,099,100,106,108,109,110,113,114, 116,118	269.16	
	八郎潟町	003	4.51	
	合計		10,144.37	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
土砂崩壊 防備保安林	鹿角市	001,009,010,013,015,016,017,018,019,048,049, 061,063,069,073,074,083,104,106,107,135,150, 165,167,175,182,183,185,193,195	91.41	
	小坂町	003,004,005,006,008,012,013,014,015,016,020, 022,024,034,035,036,037,039,042,045	32.40	
	大館市		18.33	
	大館市	022,051,062,067,080	8.35	
	比内町	114	0.36	
	田代町	041,051,053,057,064,070	9.62	
	北秋田市		173.99	
	鷹巣町	002,006,009,013,014,015,017,018,021,022,029, 034,040,042,057,059,103,129,167,168	82.11	
	森吉町	029,034,036,037,038,039,068,079,080,083	18.13	
	阿仁町	029,033,054,072,101,108	14.78	
	合川町	001,003,008,009,038,040,044,045	58.97	
	上小阿仁村	010,012,024,039,058,062,063	29.97	
	能代市		92.51	
	能代市	070,103,107,121,122,127,131,132	8.01	
	二ツ井町	001,007,009,018,022,023,026,031,032,039,040, 041,049,054,056,058	84.50	
	藤里町	009,010,011,022,029,069,072	16.42	
	三種町		16.39	
	琴丘町	002,006,007,008,012,027,052,058	8.88	
	山本町	023,024,032,042,060	7.51	
	八峰町		1.74	
	八森町	005	1.39	
	峰浜村	091	0.35	
	男鹿市		71.27	
	男鹿市	004,006,007,008,010,011,020,021,025,026,036, 041,044,049,051,062,064,071,075,076,078,089, 091,094,098,099,102,103,107,116,117,120,121, 122,124,126,128,129,130,131,132,138,143,144, 145	69.38	
	若美町	002,004,007,018	1.89	
	潟上市		7.38	
	昭和町	017,019,020,026	5.84	
	飯田川町	001,002,006	1.54	
	五城目町	010,011,012,013,054,057,058,066,078,079,080, 082,085,086,094,112,116,121	33.06	
	合計		584.87	
飛砂防備 保安林	能代市		410.81	
	能代市	002,003,004,005,028,145,146,147,148,149,150, 151,152,153	410.81	
	三種町		75.75	
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	75.75	
	八峰町		226.05	
	八森町	064,077	5.85	
	峰浜村	001,038,039,040	220.20	
	男鹿市		43.44	
	男鹿市	147,148	34.07	
	若美町	019,020,021	9.37	
	潟上市		278.09	
	天王町	002,004,005,006,007,008	278.09	
	合計		1,034.14	
防風 保安林	鹿角市	032	1.67	
	能代市		0.51	
	二ツ井町	038	0.51	
	三種町		1.39	
	八竜町	004	1.39	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
	八峰町		16.36	
	八森町	077	7.78	
	峰浜村	001,040	8.58	
	男鹿市		273.41	
	男鹿市	054,059,061,067,088,089,090,095,096,098,108,109,110,120,140,141,142,147,148	253.44	
	若美町	014,015,017,018,021,022	19.97	
	潟上市		251.58	
	天王町	002,004,005,006,007	251.58	
	大潟村	001,002,003	366.33	
	合計		911.25	
水害防備 保安林	八峰町		3.07	
	峰浜村	001	3.07	
	合計		3.07	
干害防備 保安林	鹿角市	017,125	83.56	
	大館市		264.62	
	大館市	029,042,095,116,179	221.52	
	比内町	018,083,104,105	28.32	
	田代町	106	14.78	
	北秋田市		131.32	
	鷹巣町	017,024,025	45.18	
	阿仁町	035,038,039,050,051,070,071,115	35.00	
	合川町	006,011,012,017	51.14	
	上小阿仁村	051	38.88	
	能代市		47.76	
	能代市	098	47.76	
	藤里町	017,023	31.70	
	三種町		1,174.55	
	琴丘町	004,010,028,029,030,032,065,078,079	296.38	
	山本町	015,017,018,032,039,040,041,042,043,044,047,049,050,051,052,053,060,063,066,067,069	878.17	
	八峰町		61.07	
	八森町	008,009,010	61.07	
	男鹿市		38.60	
	男鹿市	080,081,132,133	38.72	
	潟上市		155.05	
	昭和町	002,005,013,022	155.05	
	五城目町	005,006,011,080	163.59	
	合計		2,190.70	
なだれ防止 保安林	鹿角市	020,023,113,114,123,126,143,144,152,155,172,175	48.98	
	小坂町	016,030,035	7.73	
	大館市		83.74	
	大館市	040,073,124	15.45	
	比内町	023,048,054,056,057,067,074,077,101,112	68.29	
	北秋田市		59.12	
	鷹巣町	014,052,124	3.95	
	森吉町	061,064,080,083	4.58	
	阿仁町	026,027,030,036,054,058,073,085,089,095,098,103,106,109	50.59	
	上小阿仁村	050	2.95	
	能代市		26.78	
	二ツ井町	032,039,047,071	26.78	
	藤里町	038,039,045,046,068,069,072,080	14.13	
	八峰町		2.44	
	八森町	019	2.44	
	男鹿市		11.20	
	男鹿市	127	11.20	
	五城目町	058,096,104	5.78	
	合計		262.85	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
落石防止 保安林	鹿角市	150	0.45	
	合計		0.45	
防火保安林	大館市		4.26	
	大館市	095	4.26	
	八峰町		2.78	
	八森町	045	2.78	
	合計		7.04	
航行目標 保安林	男鹿市		0.01	
	男鹿市	017	0.01	
	合計		0.01	
保健 保安林	鹿角市	017	77.73	
	小坂町	043	15.19	
	大館市		206.35	
	大館市	095,179	203.86	
	比内町	105	2.49	
	北秋田市		98.14	
	鷹巣町	017,024,025	45.18	
	阿仁町	035,038,039	11.78	
	合川町	011,012,017	41.18	
	上小阿仁村	051	38.85	
	能代市		357.64	
	能代市	002,003,005,036,037,038,146,147,148,149,150	357.64	
	藤里町	017,023	31.70	
	三種町		208.60	
	琴丘町	004,028,032	86.01	
	山本町	032,041	46.75	
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	75.84	
	八峰町		334.23	
	八森町	008,009,010,021,022,023,077	113.60	
	峰浜村	001,038,039,040	220.63	
	男鹿市		67.82	
	男鹿市	110,120,142,147	67.82	
	潟上市		523.87	
	天王町	002,004,005,006,007,0008	523.87	
	五城目町	005,006,011	156.37	
	合計		2,116.49	
風致 保安林	小坂町	047	67.72	
	合計		67.72	

別表2 自然公園の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考 (公園名)
	市町村	区域(林班)		
国立公園 第一種 特別地域	小坂町	047	67.72	十和田八幡平
	合計		67.72	
国立公園 第二種 特別地域	小坂町	047	5.19	十和田八幡平
	合計		5.19	
国定公園 第一種 特別地域	男鹿市	001,002,006,087,098,099,104,107,109,110,111, 117,118,127	448.02	男鹿
	合計		448.02	
国定公園 第二種 特別地域	男鹿市	003,008,056,059,061,066,067,075,085,086,087, 090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100, 101,102,103,104,105,106,107,108,110,111,112, 115,116,117,126,127,128,129,130,132,133,137, 139	1,026.64	男鹿
	合計		1,026.64	
国定公園 第三種 特別地域	男鹿市	003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,054, 057,071,072,074,075,076,079,080,081,082,083, 084,085,086,087,088,089,090,091,092,093,094, 095,096,097,098,099,107,111,112,113,114,115, 116,117,139,140,141,142	2,310.65	男鹿
	合計		2,310.65	
県立公園 第一種 特別地域	八峰町		53.87	
	八森町	001,068,072,073,074	53.87	八森岩館 秋田白神
	藤里町	016, 018	43.00	秋田白神
	合計		96.87	
県立公園 第二種 特別地域	上小阿仁村	044, 052, 053	5.75	太平山
	能代市		137.62	
	二ツ井町	034, 035, 037, 042, 043	137.62	きみまち阪
	八峰町		256.78	
	八森町	009, 022, 023, 024, 025, 026, 046, 057, 058, 059, 067, 068, 074	227.81	八森岩館 秋田白神
	峰浜村	016, 017, 018, 019	28.97	秋田白神
	藤里町	014, 015, 016, 017, 018	159.16	秋田白神
	五城目町	098, 099	19.80	太平山
	合計		579.11	
	北秋田市		2.66	
県立公園 第三種 特別地域	森吉町	061	2.64	森吉山
	阿仁町	088	0.02	森吉山
	上小阿仁村	051, 052, 053	233.38	太平山
	能代市		208.16	
	二ツ井町	033, 034, 035, 036, 037, 039	208.16	きみまち阪
	八峰町		1,892.66	
	八森町	001, 002, 003, 008, 009, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 034, 037, 038, 040, 045, 046, 057, 058, 059, 067, 068, 071, 072, 073, 074, 075	1,190.99	八森岩館 秋田白神
	峰浜村	015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022	701.67	秋田白神
	藤里町	017, 033, 048, 063, 069	144.95	秋田白神
	五城目町	098, 099	43.41	太平山
	合計		2,525.22	

別表3 その他制限林の所在及び面積(市町村別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全特別地区	北秋田市		25.27	
	鷹巣町	074	0.35	鞍山風穴
	森吉町	047	3.39	小又風穴
	阿仁町	035, 036, 038	21.53	露熊山峡
	八峰町		5.05	
	八森町	011	5.05	羽黒山
	合計		25.27	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区 特別保護 地区	大館市		119.08	
	大館市	095	59.64	
	田代町	003, 004	59.44	
	北秋田市		133.47	
	鷹巣町	059	31.51	
	森吉町	040	10.17	
	阿仁町	035, 036, 038, 039	53.43	
	合川町	009	38.36	
	上小阿仁村	010, 011, 012, 013	43.40	
	能代市		251.99	
	能代市	056, 057	165.16	
	二ツ井町	034, 035, 036, 037	86.83	
	三種町		47.12	
	山本町	032	47.12	
	男鹿市		0.91	
	男鹿市	020	0.91	
	五城目町	011	49.26	
	合計		645.23	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
特別母樹林	男鹿市		5.08	
	男鹿市	075	5.08	
	合計		5.08	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
史跡名勝天然記念物	鹿角市	129	0.23	
	北秋田市		21.05	
	鷹巣町	042, 046, 105	21.05	
	能代市		99.36	
	能代市	010, 021, 094, 095, 097, 098, 122, 123, 125	99.36	
	三種町		0.49	
	八竜町	010	0.49	
	男鹿市		176.27	
	男鹿市	007, 119, 121, 122, 123	176.27	
	五城目町	011	2.74	
	合計		300.14	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域 (林班)		
砂防指定地	鹿角市	026, 048, 090, 107, 143, 144, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 160, 162, 177, 178, 193, 194, 195	642.76	
	小坂町	002, 007, 019, 020	32.07	
	大館市		230.99	
	大館市	075, 085, 098, 122, 123	53.57	
	比内町	047, 048, 058, 099, 100	41.31	
	田代町	042, 043, 061, 062, 106	136.11	
	北秋田市		151.84	
	鷹巣町	021, 071, 092, 096, 167	51.60	
	森吉町	026	15.26	
	阿仁町	033, 057, 072, 084, 087, 094, 098, 101, 107, 114	81.14	
	合川町	032	3.84	
	上小阿仁村	019, 058, 060, 064	33.81	
	能代市		164.99	
	能代市	055	0.96	
	二ツ井町	001, 002, 045, 046, 047, 048, 049, 056, 061, 066, 069	164.03	
	藤里町	012, 073	2.13	
	三種町		6.09	
	琴丘町	033	6.09	
	八峰町		157.15	
	八森町	005, 006, 007, 044, 067	128.82	
	峰浜村	035, 066, 067, 068	28.33	
	男鹿市		9.21	
	男鹿市	011, 043	9.21	
	五城目町	031, 041, 105, 113	21.55	
	合計		1,452.59	

種類	森林の所在		面積 (ha)	備考
	市町村	区域 (林班)		
急傾斜地崩壊危険区域	鹿角市	010, 049, 088, 093, 100, 106, 184, 195	21.32	
	小坂町	003, 005, 008, 034, 045, 046	5.48	
	大館市		7.92	
	大館市	013, 017, 119, 124	4.44	
	田代町	037, 051	3.48	
	北秋田市		17.11	
	鷹巣町	108	0.50	
	森吉町	079, 080	3.73	
	阿仁町	033, 100	12.88	
	上小阿仁村	001, 062, 063, 064	13.84	
	能代市		9.12	
	能代市	019, 024, 094, 095, 098, 188, 122	6.73	
	二ツ井町	031, 038, 039, 045, 046, 082	2.39	
	藤里町	029, 069, 073	1.27	
	三種町		13.79	
	琴丘町	059, 060	0.25	
	山本町	007, 048	12.25	
	八竜町	001, 009, 010, 019	1.29	
	男鹿市		25.14	
	男鹿市	003, 004, 006, 007, 008, 011, 014, 019, 020, 021, 025, 026, 067, 068, 069, 076, 090, 091, 093, 098, 099, 103, 104, 105, 108, 129	19.63	
	若美町	002, 004, 005, 006	5.51	
	潟上市		5.57	
	昭和町	004, 005, 007, 009, 011, 022, 026	4.65	
	飯田川町	002, 004, 007	0.92	
	五城目町	035, 057, 097	3.12	
	八郎潟町	002, 003	0.16	
	合計		123.84	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳1)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	鹿角市	124	0.06	土砂流出防備保安林
	小坂町	043	15.19	保健保安林
	大館市		39.88	
	大館市	073,124	13.38	なだれ防止保安林
	比内町	023,067	25.38	なだれ防止保安林
	田代町	063	1.12	土砂流出防備保安林
	能代市		105.56	
	能代市	036,037,038	91.95	保健保安林
	二ツ井町	060,070	13.61	保健保安林
	藤里町	053	0.23	土砂流出防備保安林
	三種町		19.51	
	琴丘町	050	19.26	土砂流出防備保安林
	琴丘町	079	0.25	干害防備保安林
	八峰町		8.34	
	八森町	007	0.37	土砂流出防備保安林
	峰浜村	049	5.78	土砂流出防備保安林
	峰浜村	038	2.19	保健保安林
	五城目町	043	8.20	土砂流出防備保安林
	合計		196.97	
土砂流出 防備保安林	鹿角市	124	0.06	水源かん養保安林
	大館市		2.77	
	比内町	112	1.65	なだれ防止保安林
	田代町	063	1.12	水源かん養保安林
	北秋田市		8.95	
	鷹巣町	059	5.74	土砂崩壊防備保安林
	森吉町	037	3.21	土砂崩壊防備保安林
	能代市		13.61	
	二ツ井町	060,070	13.61	水源かん養保安林
	藤里町	053	0.23	水源かん養保安林
	三種町		23.63	
	琴丘町	050	19.26	水源かん養保安林
	琴丘町	058	1.60	土砂崩壊防備保安林
	山本町	051,052	2.77	干害防備保安林
	八峰町		46.54	
	八森町	007	0.37	水源かん養保安林
	八森町	020,021,022,023	40.39	干害防備保安林
	峰浜村	049	5.78	水源かん養保安林
	男鹿市		9.21	
	男鹿市	107	1.01	土砂崩壊防備保安林
		043	8.20	水源かん養保安林
	五城目町		10.18	
	五城目町	043	8.20	水源かん養保安林
	五城目町	096	1.98	なだれ防止保安林
	合計		115.18	
土砂崩壊 防備保安林	小坂町	016	0.14	なだれ防止保安林
	北秋田市		8.95	
	鷹巣町	059	5.74	土砂流出防備保安林
	森吉町	037	3.21	土砂流出防備保安林
	能代市		1.09	
	二ツ井町	032	1.09	なだれ防止保安林
	三種町		1.60	
	琴丘町	058	1.60	土砂流出防備保安林
	男鹿市		1.01	
	男鹿市	107	1.01	土砂流出防備保安林
	五城目町	080	2.01	干害防備保安林
	合計		14.80	

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
飛砂防備 保安林	能代市		249.22	
	能代市	002,005,146,147,148,149,150	249.22	保健保安林
	三種町		74.45	
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	74.45	保健保安林
	八峰町		199.19	
	八森町	077	4.36	保健保安林
	峰浜村	001,038,039,040	194.83	保健保安林
	男鹿市		4.06	
	男鹿市	147	4.06	保健保安林
	潟上市		273.69	
	天王町	002	0.70	防風保安林
	天王町	002,004,005,006,007,008	272.99	保健保安林
	合計		800.61	
防風 保安林	能代市		249.22	
	能代市	005,146,147,148,149,150	249.22	保健保安林
	三種町		1.39	
	八竜町	004	1.39	保健保安林
	八峰町		16.36	
	八森町	077	7.78	保健保安林
	峰浜村	001,040	8.58	保健保安林
	男鹿市		63.76	
	男鹿市	110,120,142,147	63.76	保健保安林
	潟上市		251.58	
	天王町	002	0.70	防風保安林
	天王町	002,004,005,006,007	250.88	保健保安林
	合計		582.31	
干害防備 保安林	鹿角市	017	77.73	保健保安林
	大館市		206.35	
	大館市	095,179	203.86	保健保安林
	比内町	105	2.49	保健保安林
	北秋田市		98.14	
	鷹巣町	107,024,025	45.18	保健保安林
	阿仁町	035,036,039	11.78	保健保安林
	合川町	011,012,017	41.18	保健保安林
	上小阿仁村	051	38.85	保健保安林
	藤里町	017,023	31.70	保健保安林
	三種町		135.78	
	琴丘町	079	0.25	水源かん養保安林
	琴丘町	004,028,032	86.01	保健保安林
	山本町	051,052	2.77	土砂流出防備保安林
	山本町	032,041	46.75	保健保安林
	八峰町		61.07	
	八森町	008,009,010	61.07	保健保安林
	五城目町		158.38	
	五城目町	080	2.01	干害防備保安林
	五城目町	005,006,011	156.37	保健保安林
	合計		808.00	
なだれ防止 保安林	小坂町	016	0.14	土砂崩壊防備保安林
	大館市		40.41	
	大館市	073,124	13.38	水源かん養保安林
	比内町	023,067	25.38	水源かん養保安林
	比内町	112	1.65	土砂流出防備保安林
	能代市		1.09	
	二ツ井町	032	1.09	土砂崩壊防備保安林
	五城目町	096	1.98	土砂流出防備保安林
	合計		43.62	

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域(林班)		
保健 保安林	鹿角市	017	77.73	干害防備保安林
	小坂町	043	15.19	水源かん養保安林
	大館市		206.35	
	大館市	095,179	203.86	干害防備保安林
	比内町	105	2.49	干害防備保安林
	北秋田市		98.14	
	鷹巣町	107,024,025	45.18	干害防備保安林
	阿仁町	035,036,039	11.78	干害防備保安林
	合川町	011,012,017	41.18	干害防備保安林
	上小阿仁村	051	38.85	干害防備保安林
	能代市		341.17	
	能代市	036,037,038	91.95	水源かん養保安林
	能代市	002,005,146,147,148,149,150	249.22	飛砂防備保安林
	藤里町	017,023	31.70	干害防備保安林
	三種町		208.60	
	琴丘町	004,028,032	86.01	干害防備保安林
	山本町	032,041	46.75	干害防備保安林
	八竜町	001,002,003,004,005,006,007,008	74.45	飛砂防備保安林
	八竜町	004	1.39	防風保安林
	八峰町		319.20	
	八森町	020,021,022,023	40.39	土砂流出防備保安林
	八森町	077	4.36	飛砂防備保安林
	八森町	077	7.78	防風保安林
	八森町	008,009,010	61.07	干害防備保安林
	峰浜村	038	2.19	水源かん養保安林
	峰浜村	001,038,039,040	194.83	飛砂防備保安林
	峰浜村	001,040	8.58	防風保安林
	男鹿市		67.82	
	男鹿市	147	4.06	飛砂防備保安林
	男鹿市	110,120,142,147	63.76	防風保安林
	潟上市		680.24	
	天王町	002,004,005,006,007,008	272.99	飛砂防備保安林
	天王町	002,004,005,006,007	250.88	防風保安林
	五城目町	005,006,011	156.37	干害防備保安林
	合計		2,241.36	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳2)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	藤里町	048,063	49.95	県立公園 第三種特別地区
	八峰町		919.47	
	八森町	074	32.42	県立公園 第二種特別地区
	八森町	001,034,037,040,075	156.41	県立公園 第三種特別地区
	峰浜村	016,017,018,019	28.97	県立公園 第二種特別地区
	峰浜村	015,016,017,018,019,020,021,022	701.67	県立公園 第三種特別地区
	男鹿市		37.34	
	男鹿市	061,085	32.42	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	084	4.92	国定公園 第三種特別地区
	合計		1,006.76	
土砂流出 防備保安林	能代市		41.40	
	二ツ井町	037	1.75	県立公園 第二種特別地区
	二ツ井町	036,037	39.65	県立公園 第三種特別地区
	藤里町		34.85	
	藤里町	014	10.01	県立公園 第二種特別地区
	藤里町	017,063	24.84	県立公園 第三種特別地区
	八峰町		219.54	
	八森町	022,023	162.31	県立公園 第二種特別地区 (保健保安林)
	八森町	016,018,019,045,072	57.23	県立公園 第三種特別地区
	男鹿市		96.30	
	男鹿市	100,101,102,103,105,106,111	32.50	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	107	1.01	国定公園 第二種特別地区 (土砂崩壊防備保安林)
	男鹿市	010,072,089,111,112,113,114	63.80	国定公園 第三種特別地区
	合計		392.09	
土砂崩壊 保安林	藤里町	069	1.05	県立公園 第三種特別地区
	男鹿市		30.29	
	男鹿市	099	3.13	国定公園 第一種特別地区
	男鹿市	008,075,099,102,103,116	13.64	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	107	1.01	国定公園 第二種特別地区 (土砂流出防備保安林)
	男鹿市	006,007,010,071,076,089,091,094,107,117	12.51	国定公園 第三種特別地区
	合計		31.34	

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
防風 保安林	男鹿市		210.73	
	男鹿市	098,109,110	96.37	国定公園 第一種特別地区
	男鹿市	110	17.37	国定公園 第一種特別地区 (保健保安林)
	男鹿市	059,061,067,090,096,098,108,110	53.15	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	110	7.38	国定公園 第二種特別地区 (保健保安林)
	男鹿市	054,088,089,095,096,140,141	24.11	国定公園 第三種特別地区
	男鹿市	142	12.35	国定公園 第三種特別地区 (保健保安林)
	合計		210.73	
干害防備 保安林	上小阿仁村		38.88	
	上小阿仁村	051	0.36	県立公園 第三種特別地区
	上小阿仁村	051	38.52	県立公園 第三種特別地区 (保健保安林)
	藤里町		28.01	
	藤里町	017	3.05	国定公園 第二種特別地区 (保健保安林)
	藤里町	017	24.96	国立公園 第三種特別地区 (保健保安林)
	八峰町		16.69	
	八森町	009	16.69	国立公園 第三種特別地区、 (保健保安林)
	男鹿市		33.15	
	男鹿市	132,133	13.75	国定公園 第二種特別地区
	男鹿市	081	19.40	国定公園 第三種特別地区
	合計		116.73	
なだれ防止 保安林	男鹿市		11.20	
	男鹿市	127	8.80	国定公園 第一種特別地区
	男鹿市	127	2.40	国定公園 第二種特別地区
	合計		11.20	
落石防止 保安林	八峰町		2.78	
	八森町	045	2.78	県立公園 第三種特別地区
	合計		2.78	

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域(林班)		
保健保安林	上小阿仁村		38.85	
	上小阿仁村	051	38.85	県立公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
	藤里町		28.01	
	藤里町	017	3.05	県立公園 第二種特別地区 (干害防備保安林)
	藤里町	017	24.96	県立公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
	八峰町		51.45	
	八森町	022,023	35.26	県立公園 第二種特別地区 (土砂流出防備保安林)
	八森町	009	16.19	県立公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
	男鹿市		37.10	
	男鹿市	110	17.37	国定公園 第一種特別地区 (干害防備保安林)
	男鹿市	110	7.38	国定公園 第二種特別地区 (干害防備保安林)
	象潟町	142	12.35	国定公園 第三種特別地区 (干害防備保安林)
	合計		155.41	
風致保安林	小坂町	047	67.72	国立公園 第一種特別地区
	合計		67.72	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(保安林種別内訳3)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	鹿角市	154,157	45.34	砂防指定地
	小坂町	007	22.28	砂防指定地
	北秋田市		18.28	
	阿仁町	039	18.28	鳥獣保護特別保護区
	能代市		165.16	
	能代市	056,057	165.16	鳥獣保護特別保護区
	八峰町		33.03	
	八森町	007	19.95	砂防指定地
	八森町	007	0.03	砂防指定地 (土砂流出防備保安林)
	峰浜村	066,067,068	13.05	砂防指定地
	合計		284.09	
土砂流出 防備保安林	鹿角市	090,178	5.48	砂防指定地
	大館市		23.29	
	田代町	062	23.29	砂防指定地
	北秋田市		31.93	
	鷹巣町	059	31.06	鳥獣保護特別保護区
	上小阿仁村	063	0.87	砂防指定地
	能代市		2.83	
	二ツ井町	037	2.83	鳥獣保護特別保護区 (県立公園第三種特別地区)
	藤里町	012	0.46	急傾斜指定地
	八峰町		0.03	
	八森町	007	0.03	砂防指定地 (水源かん養保安林)
	合計		64.89	
土砂崩壊 防備保安林	鹿角市	107	1.31	砂防指定地
	北秋田市		10.77	
	鷹巣町	059	0.45	鳥獣保護特別保護区
	鷹巣町	059	5.54	鳥獣保護特別保護区 (水源かん養保安林)
	鷹巣町	042	0.12	史跡名勝特別保護区
	合川町	009	4.66	鳥獣保護特別保護区
	三種町		4.06	
	山本町	032	4.06	鳥獣保護特別保護区
	男鹿市		8.27	
	男鹿市	121,122	5.47	史跡名勝特別保護区
	男鹿市	011,021,098	0.66	急傾斜指定地
	男鹿市	004	2.03	急傾斜指定地 (国定公園第三種特別地区)
	若美町	004	0.11	急傾斜指定地
	潟上市		0.05	
	飯田川町	002	0.05	急傾斜指定地
	合計		24.46	
干害防備 保安林	大館市		56.93	
	大館市	095	56.02	鳥獣保護特別保護区 (保健保安林)
	阿仁町	035,039	0.91	鳥獣保護特別保護区 (保健保安林)
	三種町		18.17	
	山本町	032	18.17	鳥獣保護特別保護区 (保健保安林)
	五城目町	011	44.36	鳥獣保護特別保護区 (保健保安林)
	合計		119.46	
なだれ防止 保安林	北秋田市		3.96	
	阿仁町	036	3.96	鳥獣保護特別保護区
	合計		3.96	

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
防火保安林	大館市		3.62	
	大館市	095	3.62	鳥獣保護特別保護区
	合計		3.62	
保健保安林	大館市		56.93	
	大館市	095	56.02	鳥獣保護特別保護区 (干害防備保安林)
	阿仁町	035,039	0.91	鳥獣保護特別保護区 (干害防備保安林)
	三種町		18.17	
	山本町	032	18.17	鳥獣保護特別保護区 (干害防備保安林)
	五城目町	011	44.36	鳥獣保護特別保護区 (干害防備保安林)
	合計		119.46	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(自然公園種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
国定国立公園 第二種特別地区	男鹿市		8.43	
	男鹿市	075	5.08	特別母樹林
	男鹿市	003,093,099,103,104,105,108	3.35	急傾斜指定地
	合計		8.43	
国定国立公園 第三種特別地区	男鹿市		3.20	
	男鹿市	007	0.04	史跡名勝天然記念物
	男鹿市	006,008,011,090,091,093	1.13	急傾斜指定地
	男鹿市	004	2.03	急傾斜指定地 (土砂崩壊防備保安林)
	合計		3.20	
県立公園 第二種特別地区	能代市		55.67	
	二ツ井町	034,035	55.67	鳥獣保護特別保護地区
	合計		55.67	
県立公園 第三種特別地区	能代市		29.06	
	二ツ井町	035,036	26.23	鳥獣保護特別保護地区
	二ツ井町	037	2.83	鳥獣保護特別保護地区
	八峰町		0.76	
	八森町	067	0.76	砂防指定地
	合計		29.82	

別表4 重複指定制限林の所在及び面積(その他制限林種別内訳)

種類	森林の所在		面積(ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域(林班)		
特別母樹林	男鹿市		5.08	
	男鹿市	075	5.08	県立公園第三種特別地区
	合計		5.08	
自然環境保全 特別地区	北秋田市		21.26	
	阿仁町	036,038	21.26	鳥獣保護特別保護地区
	合計		21.26	
砂防指定地	男鹿市		0.28	
	男鹿市	011	0.28	急傾斜指定地
	北秋田市		0.69	
	鷹巣町	071	0.69	急傾斜指定地
	合計		0.97	
鳥獣保護特別 保護地区	北秋田市		21.26	
	阿仁町	036,038	21.26	自然環境保全特別地区
	合計		21.26	
史跡名勝天然 記念物	能代市		1.98	
	能代市	122	1.98	急傾斜指定地
	合計		1.98	
急傾斜指定地	能代市		1.98	
	能代市	122	1.98	史跡名勝天然記念物
	北秋田市		0.69	
	鷹巣町	071	0.69	砂防指定地
	男鹿市		0.28	
	男鹿市	011	0.28	砂防指定地
	合計		2.95	

別表5 水源森林地域の所在及び面積

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
鹿角市	鹿角市水源森林地域	鹿角市4林班から5林班まで、7林班、9林班、12林班から14林班まで、17林班、21林班から22林班まで、30林班、37林班から44林班まで、56林班から58林班まで、66林班、70林班から71林班まで、91林班から92林班まで、94林班から95林班まで、107林班、110林班、116林班、124林班から125林班まで、127林班から133林班まで、135林班から138林班まで、141林班、145林班から147林班まで、149林班、154林班、157林班、159林班、162林班、164林班から167林班まで、181林班、186林班から191林班まで、196林班、198林班	8,412
小坂町	小坂町水源森林地域	小坂町2林班、7林班から11林班まで、13林班から14林班まで、16林班から18林班まで、25林班から33林班まで、37林班から41林班まで、43林班	2,805
大館市	大館市(大館地区)水源森林地域	大館市2林班、13林班、17林班から18林班まで、22林班、24林班から26林班まで、29林班から42林班まで、58林班から60林班まで、63林班、68林班から69林班まで、70林班、71林班から73林班まで、75林班から76林班まで、78林班から79林班まで、82林班、83林班、86林班、89林班から90林班まで、95林班、97林班、100林班、102林班、105林班から106林班まで、108林班、113林班、116林班から118林班まで、120林班から121林班まで、124林班、126林班、129林班から134林班まで、138林班、148林班、152林班、154林班から155林班まで、159林班から163林班まで、167林班、169林班、179林班、180林班	7,312
	大館市(比内地区)水源森林地域	比内町17林班から18林班まで、20林班から24林班まで、47林班から48林班まで、49林班から53林班まで、54林班、56林班から57林班まで、58林班から67林班まで、69林班、70林班、71林班、73林班、74林班、83林班、86林班、87林班から88林班まで、97林班、99林班、101林班、104林班から105林班まで、107林班から108林班まで	4,123
	大館市(田代地区)水源森林地域	田代町13林班、23林班、30林班、33林班から39林班まで、48林班から49林班まで、54林班から56林班まで、60林班、63林班から64林班まで、70林班から71林班まで、73林班から81林班まで、93林班から94林班まで、101林班、106林班	2,639
北秋田市	北秋田市(鷹巣地区)水源森林地域	鷹巣町2林班、3林班から5林班まで、7林班、15林班、17林班、24林班から25林班まで、66林班、68林班、71林班、121林班、128林班から130林班まで、142林班から143林班まで、148林班	1,761
	北秋田市(森吉地区)水源森林地域	森吉町36林班、40林班、51林班、56林班から71林班まで、86林班	2,866
	北秋田市(阿仁地区)水源森林地域	阿仁町5林班から14林班まで、22林班から28林班まで、30林班、35林班、37林班から39林班まで、44林班から51林班まで、55林班から56林班まで、58林班、70林班から72林班まで、79林班、90林班、115林班	6,168

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
	北秋田市（合川地区）水源森林地域	合川町 6 林班、11 林班から12林班まで、17林班、47林班、56林班から60林班まで	848
上小阿仁村	上小阿仁村水源森林地域	上小阿仁村 9 林班、15 林班から18林班まで、24林班から25林班まで、27林班から28林班まで、50林班から55林班まで	1,788
能代市	能代市（能代地区）水源森林地域	能代市 9 林班、19 林班、32 林班から38林班まで、56林班から68林班まで、76林班、79林班、80林班、98林班、135林班	2,142
	能代市（二ツ井地区）水源森林地域	二ツ井町60林班、67林班、70林班、75林班、77林班から79林班まで	737
八峰町	八峰町（八森地区）水源森林地域	八森町 1 林班、4 林班、7 林班から10林班まで、34林班から40林班まで、74林班から75林班まで	1,346
	八峰町（峰浜地区）水源森林地域	峰浜町 3 林班から 4 林班まで、6 林班、8 林班から29林班まで、38林班、45林班から71林班まで、78林班から85林班まで、89林班、91林班から94林班まで	6,346
三種町	三種町（琴丘地区）水源森林地域	琴丘町 4 林班、10 林班、28 林班から30林班、32林班、50林班、65林班、78林班から79林班まで	851
	三種町（山本地区）水源森林地域	山本町15林班、17林班から18林班まで、32林班、39林班から44林班まで、47林班、49林班から53林班まで、60林班、63林班、66林班から67林班まで、69林班	1,920
藤里町	藤里町水源森林地域	藤里町 1 林班、4 林班、6 林班、15 林班から17林班まで、23林班、33林班、47林班から48林班まで、53林班から64林班まで、77林班、79林班、92林班	1,995
男鹿市	男鹿市（男鹿地区）水源森林地域	男鹿市6林班、16林班、42林班から43林班まで、47林班、61林班、75林班、80林班から82林班まで、84林班から85林班まで、87林班、104林班、107林班、117林班から118林班まで、120林班、132林班から133林班まで、146林班から147林班まで	1,580
	男鹿市（若美地区）水源森林地域	若美町1林班	7
潟上市	潟上市（昭和地区）水源森林地域	昭和町 2 林班、5 林班、13 林班、22 林班、25 林班	340
五城目町	五城目町水源森林地域	五城目町 5 林班から 6 林班まで、11 林班、21 林班、37 林班から39林班まで、43林班、77林班から78林班まで、80林班、82林班	1,185
井川町	井川町水源森林地域	井川町 8 林班から12林班まで	328